

食品に関するリスクコミュニケーション（岡山）

日本における牛海綿状脳症（BSE）対策の検証に関する意見交換会

平成16年9月28日（火）13：30～16：15

岡山県立図書館多目的ホール

主催：内閣府食品安全委員会

午後1時30分 開会

(1) 開会

司会(西郷) それでは、そろそろ始めさせていただきます。

本日は、どうもお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会」を始めさせていただきます。

(2) 開会挨拶

司会 初めに、この意見交換会の開催に当たりまして、食品安全委員会の委員長代理の寺尾委員から、開会のごあいさつを申し上げます。

寺尾 食品安全委員会の寺尾でございます。

「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会」を開催するに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

会場の皆様方、本日は、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会」にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。心からお礼申し上げます。

本日の意見交換会は、食品安全委員会がさまざまな課題の審議の過程におきまして、委員会の大きな役割の1つとして、これまで行ってまいりましたリスクコミュニケーションの一環といたしまして、行われるものでございます。

本日は、このほど食品安全委員会プリオン専門調査会においてまとめられ、食品安全委員会において了承されました我が国における牛海綿状脳症対策の検証結果についての意見交換会でございます。

本日の議論の中心となります「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について - 中間とりまとめ -」、これは皆様のお手元に報告書がございますけれども、このプリオン専門調査会の報告書につきましては、すでに「たたき台」の段階におきまして、8月4日、東京で、8月24日に大阪で意見交換会を開催し、ご出席の皆様方のご意見をいただいてまいりました。その後、9月6日に開催されましたプリオン専門調査会第14回会合におきまして、「たたき台」を修正した報告書がまとめられまして、この報告書を9月9日の食品安全委員会において、「中間とりまとめ」といたしまして了承いたしております。これは、厚生労働省、農林水産省の両リスク管理機関にも通知されてございます。

この後、9月16日と18日に再び東京と大阪で、昨日は名古屋で、食品安全委員会主催

としてリスクコミュニケーションの一環の意見交換会を開催いたしまして、報告書の内容につきましてご説明申し上げるとともに、さまざまなご意見をいただいております。

今回の「中間とりまとめ」は、我が国のBSE対策について科学的な検証を行ったものでありまして、特に皆様方の関心も高く、幅広くご意見を伺う必要があるということから、全国各地で食品安全委員会主催の意見交換会を開催することとしておりまして、岡山の後には、福岡と札幌で同様の会を開く予定にしております。

今回の報告書が取りまとめられました経緯について簡単に申し上げますと、このBSE問題は食品安全委員会設置の直接のきっかけとなったものでありまして、委員会設置直後の昨年8月から、委員会の下にプリオン専門調査会を設置いたしまして、日本のBSE問題全般について議論を開始いたしました。

特に本年2月からは、国内外の専門家からの意見聴取なども行いまして、BSE、それからBSEの人への感染のリスクについての評価の方法の考察、あるいはデータの収集等に努めるとともに、日本におけるBSEの人への感染の可能性、全頭検査など、国内においてとられてまいりました措置の効果に関する検討を行ってまいりましたものでございます。

詳しい内容につきましては、後ほど説明があると思っておりますけれども、この3年間におきますと畜牛の全頭検査と死亡牛の検査の結果、我が国のBSEの汚染状況がおおよそではございますけれども把握されまして、我が国におきまして、BSEが日本人に感染するリスクの評価は、十分とはいえないまでも評価することが可能であると判断されまして、その結果を「中間とりまとめ」といたしましてまとめることができたものでございます。

今後、この「中間とりまとめ」に基づきましてとられる管理措置案につきましては、リスク評価の諮問が食品安全委員会の方にある場合には、改めてその内容につきまして安全性の観点から評価をするということになると思っております。

また、食品安全委員会といたしましては、今回の報告書はあくまでも日本における牛海綿状脳症対策についての「中間とりまとめ」であるということでご承しているということをご強調しておきたいと思っております。

本日は、プリオン専門調査会座長代理でございます金子先生から、とりまとめに至りました背景や経緯、「中間とりまとめ」の内容などにつきましてご説明をいただきまして、その後、会場の皆様方と意見交換を行いまして、この問題につきましての議論を深めていきたいと思っております。

皆様方からいただきますご意見などは、今後の食品安全委員会における議論あるいは審

議の参考とさせていただきたいと思っております。

それでは、本日はよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

それでは、始めに資料の確認だけさせていただきたいと思えます。お手元の青い封筒の中でございますが、最初に「配布資料一覧」という紙が入っております。その次には「議事次第」が1枚、「出席者名簿」が1枚、「座席表」が1枚ございます。その後、番号が打ってなくて恐縮でございますけれども、スライドの打ち出し資料で、きょうの金子座長代理の講演にスライドで映写される資料でございます。

資料1が「中間とりまとめ説明資料」、資料2が「中間とりまとめ」の本文でございます。また番号が打ってなくて恐縮でございますけれども、参考といたしまして、厚生労働省の資料で「国産牛肉のBSE対策」、農林水産省の資料で、「BSE根絶のための飼料規制について」という資料。

あと、裏表のアンケートが1枚ついてございます。こういったリスクコミュニケーションをあちこちでやっているのでございますけれども、そのやり方などにつきまして、今後改善のためにいろいろご意見をいただいているところでございますので、今回もいろいろご記入いただいて、お帰りのときに出していただければと思っております。

あと、「食品の安全性に関する用語集」と、その正誤表でございます。それと、私ども食品安全委員会の「食品安全」という、季刊で年に4回出そうと思っておりますもので、8月の下旬にできたものでございますが、ちょうどBSEについての解説もございますので持ってまいりました。あとは、食品安全委員会の小さなパンフレットでございますけれども、ご参考までにつけさせていただいております。

以上でございますが、何か不足がありましたら、周りに係がおりますので、いただければ配付いたします。

引き続きまして、本日の意見交換会の進め方を若干ご説明申し上げます。

今、寺尾委員長からお話しになったとおりでございますが、この後、プリオン専門調査会の金子座長代理から「中間とりまとめ」につきましてのご説明をいただきます。その後、意見交換会用に場所をちょっとセットいたしますので、若干休憩をいただきまして、その後、皆様方との意見交換と考えてございます。意見交換終了後には、見上委員からお礼のごあいさつを申し上げて、おしまいということにしますが、終了時間としては4時を予定しておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、金子先生からご講演をいただきたいと思います。先生、よろしくお願ひします。

(3) 講演

プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び
「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について
中間とりまとめ」などについて

食品安全委員会プリオン専門調査会座長代理

金子 清俊

(パワーポイント1)

ご紹介いただきました金子と申します。

きょう、私は、先ほどの食品安全委員会のプリオン専門調査会を代表しまして、この9月に発表に至りました日本におけるBSE対策についての「中間とりまとめ」につきまして、極力平易にご説明させていただきたいと思えます。

お手元の資料、今回は間に合ったようですので、それをごらんいただいても結構ですし、こちらを見ていただいても構いませんけれども、ご説明させていただきます。

最初のスライドの中に、先ほど寺尾委員長代理からもお話がございましたように、非常に大事な言葉が幾つか既に出ているわけです。

その最初の言葉が「日本における」ということでもあります。これは、私たちが、過去3年間にわたり日本の各管理省庁の方々がBSE対策に取り組んでこられたことを、「科学的に」という言葉を使いますが、極力公正かつ中立的な立場で評価をさせていただいたということでもあります。

その基本になるのは、やはり「科学」という言葉になるわけですが、この全体のトーンを見ていただいてもおわかりのように、科学万能ではないというか、まずわかることとわからないことをはっきりさせるというのが1つございます。

全頭検査とSRM（特定危険部位・特定部位）の除去ですべて完結したと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、決してそうではない。つまり、全頭検査は万能ではありませんし、それですべて事足れりということではない。3年間どういうことを行ってきて、果たしてどこまでわかって、何が足りないのか、何が十分だったのか、そういったことを評価させていただいたということになるわけです。

(パワーポイント2)

先ほどもございましたけれども、去年の8月に第1回のBSEに関するプリオン専門調査会の会合を持ちまして、このときから既に終始一貫といえますか、今の「中間とりまとめ」をまとめるような方向の話が出ていたわけです。そして、今回の9月6日、第14回目に至るまでの約1年余にわたりまして、さまざまな会合を開いて、いろんなテーマについてお話をしてきたわけでありまして。

特に去年の12月、米国においてBSEが発生したという事態が急遽出た。それを踏まえて、そういう諸外国の状況もあるということで、いろいろ議論を加速しようという意向も出たわけでありまして。その中で、先ほどもお話がありましたけれども、それに関して特に米国のBSE対策について、米国の対策を検証されたキム国際調査団団長にお越しいただいて、講演を伺って、議論をいたしましたし、もともとBSEはイギリスの病気ですから、イギリスで18万頭、この後のスライドでお話しいたしますけれども、日本とは比較にならない、1万倍以上といえますか万のオーダーでけた違いに多い、そして、最初の原因となった国ですけれども、イギリスのSEACという牛海綿状脳症に関するコミッティーがあります。そこのピータースミス委員長のお話を伺う。それから、これは国を越えた国際的な病気ですから、OIE（国際獣疫事務局）の小澤先生のお話を伺う。そういった幾つかの国にまたがる国際的な情勢についても情報を得た上で、ヨーロッパにおけるリスク評価を踏まえた上で、いよいよ我が国のBSE対策、vCJDと書いてありますのは、また後でお話しいたしますが、BSEが人に感染すると変異型のCJDという病気を起こすわけですけれども、そのリスクがどのくらいあるかということを検証したわけでありまして、9月6日の「中間とりまとめ（案）」を、9月9日、食品安全委員会です承に至ったということでありまして。

（パワーポイント3）

科学的な内容をお話しするのが私の趣旨ですので、これは今お話ししたとおりのことです。最終とりまとめを了承されたということでありまして。

（パワーポイント4）

その構成は、見ていただくとおりであります。

「はじめに」というのは、なぜこれを、どのような目的でとりまとめたのかということ。「背景」は、今、主にBSE、変異型CJDについて、何が科学的にわかっているのか、確かにいえることなのか、わからない点はどこなのか、そういったものをご説明した上で、いよいよ日本におけるリスクはどうかということの評価したわけでありまして。もちろんこ

の「リスク評価」というのはそう簡単ではありませんし、いろいろ限界もありますが、基本的には英国の例を参考に、それを我が国に当てはめて評価を行った上で「結論」そして、今後どういう方向にこの「とりまとめ」を生かしたらいいかという構成から成るわけであります。

(パワーポイント5)

その「はじめに」のところですが、何度も申しませんが、約3年経過して、先ほど最初に私がいったとおりのことではありますが、とにかく日本のBSE対策について一たん検証する必要があるだろうということで、科学的なデータ、知見を踏まえた上で行ったわけです。

ここでもう1つキーワードといいますか大事な言葉が出てまいります、これは牛から人ということであります。これは食品安全委員会ですから、食品、人の口に入るものに関するリスクを検討するということであると、やはり牛、あるいは牛肉、あるいは牛由来の製品から、それを摂取することで、ほとんど多くの場合は食べることによって、人にどういうリスクがあるかということを検討したわけです。

BSEのリスクの中には、牛の中での蔓延、伝播、つまり、牛から牛への感染という問題がありますし、牛から人、ここにお示したような問題がありますし、近年、特にいわれていますのは、人から人への感染、例えばvCJDにかかった方の血液を輸血された方が発症するという例が報告されています。そういった3つの大きなテーマがありますが、今回私たちは食品という観点を踏まえた上で、牛から人へのリスクの管理による低減効果について検討した、管理措置について検討したということになります。

(パワーポイント6)

先ほども申しましたけれども、重要な言葉は、「背景」のところでは、科学的に何がわかっているのかということ整理した。何がわからないのかということ明確にした。つまり、科学という言葉がつけばすべてわかってしまう、万能であって、判断に迷うことはないんだということではない。科学の中にもわからないこともあれば、不確かなことや不確実なこともあるということをはっきりさせたい。

ただし、その「不明」という言葉が逆の意味で大きくとらえられ過ぎると、わかるかわからないかという大きな二元論で考えられてしまうと、わからない、じゃ、これは困る、心配だ、不安だということではない。どこまでわかっていて、どこまでわからないかということ明確にするというのが、この趣旨であります。

BSEという言葉、変異型CJD(vCJD)という2つの言葉について、これからご説明したいと思います。

(パワーポイント7)

まず最初に、BSEであります。このスライドでは、BSEについてわかっていることをお示ししております。

どのくらい数がいるかといいますと、今世界の23カ国で18万頭から19万頭ぐらい。これは公式に報告されている例で、例えば英国の例を見ますと、これは後でお話ししますが、推計では100万頭以上。200万頭、300万頭という推計もありますが、少なく見積もっても英国では100万頭以上いただろう。欧州本土においては1000頭クラスから数百頭ぐらいの数です。

日本は今13頭になりましたけれども、このとりまとめを行った9月時点では11頭だったわけであります。2001年9月に1例目が出て、と畜場での検査、食肉加工をする検査場では、いわゆる全頭検査というすべての検査を健康牛というかと畜牛に対して行って、350万頭で9頭。死亡牛、これはいろいろな原因で死んでしまった牛を検査する。約7万、今もうちょっとふえているようですけども、1頭見つかった。

大体と畜牛、健康な牛を調べるよりは、病気で死んだ牛を調べる方がBSEが発見される率が高いわけですけども、比率からいうと、これで確かに数倍高くなっています。ヨーロッパでも20~40倍ぐらい、死亡牛の方が高率にBSE感染牛が発見されるということですから、日本でもそうだということになるわけです。ですから、BSEがどのぐらい日本にあるか、サーベイランスといいますけれども、数を大ざっぱにつかもうとする目的では、むしろこちらの方が非常に重要であって、と畜場での検査は、どちらかというとならBSEに汚染された製品が人の口に入らないようにするといった意味もあるわけです。もちろんサーベイランスという、BSEが日本でどのぐらい蔓延しているかを調べる意味もありますけれども、これも後でお話ししますが、食物連鎖といいます、人の口にBSEに汚染されたものが入らないという意味合いもあるわけでありませう。

それから、日本ではちょっと特徴的なことがありまして、よく30カ月齢以上の検査とかいろいろなお話を伺うと思いますけれども、大体は高齢牛にBSEは多いわけですね。というのは、主に脳の中に異常プリオンたんぱく質がたまるには、非常に時間がかかるわけですね。潜伏期間といいますけれども、数十カ月、日本の例で平均60~70カ月齢ぐらい。数年たたないと脳にそういうものが蓄積してきませんから、年をとった牛に多いわけですね。そ

れに比べると、この2例、いわゆる8例目と9例目は、21・23カ月齢と、2歳に至らないような若い牛でBSEプリオンたんぱく質が確認されたということで、ただし、その量は1/500～1/1000ぐらいと、少ないことも事実であります。ただし、これは事実として決して無視してはならないことでもあります。ただし、量的に非常に少ないという点も事実であります。

(パワーポイント8)

今ちょっとお話ししてしまいましたけれども、潜伏期間ですね。やはり異常プリオンたんぱく質が脳にたまるまで時間がかかるわけで、大体60カ月ぐらい、ほとんど4年から6年ぐらいといわれているわけです。牛の個体差や、大量に食べると、それから濃度の非常に濃いものを食べる、摂取すると早く感染してくる。大ざっぱに言えば、そういった2つの要因がありますけれども、そういったことが重なると、早く発症する可能性もないわけではないということになるわけです。

例えば英国では、20カ月齢で、これよりも若い牛で症状が出た牛もいたわけですがけれども、当時のイギリスの汚染の状況は、今の日本とは比較にならないほど高度の汚染があったわけですから、かなり高濃度のものを大量に食べるようなことが頻繁に起きる状況ではそういうこともあり得るということで、理解できるのではないかと思います。

日本でも、この2例を除きますと78カ月齢。ここで特記すべきことは、典型的なBSEの症状を呈した牛はいないわけです。イギリスの18万頭は、検査は全部されていませんので、すべて典型的なBSEの症状を出した牛の数が18万8000頭ということになるわけです。ですから、日本と比べられないわけです。その推計でいいますと、少なくとも100万頭以上いるということになるわけです。日本ではすべて検査をした上で、何頭という話をしているわけです。

(パワーポイント9)

もう1つわかっていることは、生きた牛の体内でプリオンがどのようにになっているかということについてわかっている点は、時間とともにどのようにたまるかの詳細はよくわからない点がありますが、経口感染という口から食べさせて、牛の中のどこに出てくるかを見ると、1つは回腸遠位部、よく盲腸といいますが、手術して盲腸をとったというのは虫垂をとっているわけです。あれはリンパ組織の塊ですがけれども、まずそういったところに出てくるわけです。扁桃もリンパ組織です。こういったところに早期に出てくる。

おくれて、中枢神経、一部末梢神経に32～40カ月齢ぐらいで出てくるわけです。この間

はどこにも検出できないわけです。今の検査の検出感度ではどこにも検出できない時期があって、逆にいえば、量が非常に少ない。どこにあるかわからないぐらいの量しかないわけです。そういった時期を経たときに、非常に高濃度の異常プリオンたんぱく質が、主に脳、脊髄などにたまってくる。これは特定危険部位（SRM）といいますけれども、この次のスライドで恐らく出ると思いますが、そこに99%があるわけです。

ただし、この検査というのが生きた牛を使うわけですから、数頭程度しか使えない。検査の検出限界という、量が物すごく少ない場合は検出できないという問題がありますから、その点、ちょっと不確実性があるわけですが、私、よく申しますけれども、今の検査で大体のものはわかっている、例えばこれから、また脳と同じように非常に高度のプリオンがたまった臓器がいきなり出てくることはまずなくて、0.1%、1%、そういったオーダーの、今の知見ではカバーできないようなものがどこにあるかというのを、今検討しているということだをご理解いただきたいと思います。

ただし、BSEの感染に関しては、gあるいはmgオーダーでも牛の感染源になり得るということも知られていますので、そういった意味では、かなり徹底した飼料規制等が行われる必要がある。肉骨粉の禁止を行っても、BSE感染牛がなかなかゼロにならない。淘汰できない。イギリスがそうですけれども、そういったものには、こういう問題が絡むかもしれません。1mgでも感染するおそれがある。牛から人に関しては種の壁がありますので、この値がすぐそのまま適用できるわけではないと思いますけれども、少なくとも牛に関しては、こういう危惧もあるわけであります。

（パワーポイント10）

BSEに関しては、さっきのお話ですけれども、脳が大体2/3、66.7%。脳と脊髄で92%です。背根神経節は、脊柱といって背骨の周りにあるわけです。先ほどお話しした回腸遠位部のところ。扁桃や目、これは頭部に一括されますけれども、これで99%になってしまうわけです。ほかのこういうところは、あるかないかを今調べていますけれども、例えばこれと同じようなものがいきなり出てくるわけではないということでもあります。

（パワーポイント11）

変異型CJD（vCJD）につきまして、今わかっていること、お話しできることをお話しいたしますけれども、今、全世界でこの患者さんは157名です。英国がやはり圧倒的に多くて147名、ほかの国でも*印がついている方々は英国で暴露された、食べてしまったというふうに考えていただいてもいいと思います。こういうBSEが出ていないとか非常

に少ない国でも、患者さんが出る可能性はあるというのは、英国に滞在した方に出る可能性がある。日本では、今のところ、報告はありませんが、これを見ていただくとおわかりのように、100万頭以上いたと思われる英国がやはり圧倒的ですから、BSEの発生数にほぼ平行というか、かなりよく相関している傾向があるわけです。そういった意味からすると、単純に考えても、欧州本土よりも汚染状況がかなり低いと思われる日本では、単純に見ただけでも患者さんがそう多数出るとは思えないわけです。むしろ逆に、英国に滞在した方が日本に戻られて、患者さんとして認識される確率の方が、ほかの世界の国々の様子を見ると、はるかにあるといわざるを得ないと思います。

今のBSEの発生数と患者さんの数との相関が、後でお話する今回の日本における患者さんがどのくらい出るかという予測の数の基本になるわけでありまして。

(パワーポイント12)

わかっていない点は、潜伏期間と最少発症量。一体どのくらい食べたら、暴露されたら、摂取したら発症するのか、これが残念ながら、わからないのです。食べてからどうして脳へ行くのか、一体どのくらい長く潜んでいる可能性があるのか、あるいは何回も何回も食べたら蓄積効果があるのかどうか、こういったことはわからない点が多いわけです。

なぜかという、BSEは牛の病気です。これは人の病気です。ですから、例えば人と同じようなネズミのモデルがあれば、研究がかなり進むのですが、残念ながらそういった完全に近いようなモデルがない。ですから、あくまでも似通ったネズミのデータで類推するしかない。人型のトランスジェニックネズミというのがありますが、それも人と同じではないわけです。こういった疑問に正確に答えるためには、人を使う実験しかできない。人を使った実験はできるわけない。そういう非現実的なことを考えないと難しい。

牛の場合は、生きた牛を使えばそれでもできますけれども、あれだけ大きな牛を使った実験は非常に大変ですから、ネズミでしたら100匹、200匹飼って実験するのは全く問題ない。1000匹でも2000匹でもできますけれども、牛を1000頭も2000頭も飼うわけにはいかないのです。やはりそういった限界があるために、それから潜伏期間が非常に長いために、BSEと変異型CJD(vCJD)の研究はなかなか進まない。決して怠慢で進まないわけではないわけです。そういう幾つかの限界があるという点をご理解いただきたいとともに、さはさりながら、やはりそういった限界のある実験系での、限界のあるようなデータ、科学的な知見であっても、それに基づいて、今早急に何ができるか、何をしなくてはいけないかを判断していく、その難しさがあるわけです。

だから、この「中間とりまとめ」でも、こういったわからない点をさらけ出して、何だ、おまえたちは何もわからぬで、そんないいかげんな、あいまいなことをいうんじゃないというご意見もあるかもしれませんが、それでも今やらなくてはいけないわけですね。わからないから、何もいえないからといって、これをまとめないといいますが、BSEに対する科学的な答申といいますがこういったものを出さないのは、やはり私たち科学者、研究者の怠慢だろうといわざるを得ないわけで、限界をよくわかっていただいた上で、こういうことをご説明させていただきたいということでもあります。

(パワーポイント 13)

もう1つは、遺伝的な要因があります。これは欧州人と日本人の大きな違いがあって、日本人の方がかかりやすいというお話を聞かれたことがあると思うのですが、それはどういうことかといえますと、プリオンたんぱく質の中はアミノ酸がつながっているのですが、129番目のアミノ酸は、個人によってアミノ酸の型が違うのです。ある方はメチオニン/メチオニン、ある方はバリン/バリン、ある方はメチオニン/バリン。欧州ですと、38%ぐらいの方がメチオニン/メチオニン(M/M)型です。

今のところ、vCJDの患者さんはほとんどメチオニン/メチオニンの方なのです。先ほど人から人でちょっとお話ししましたが、輸血を介した感染1例のみがメチオニン/バリンですけれども、それ以外の方はすべてメチオニン/メチオニン、157名。それに対して日本人は90%がメチオニン/メチオニンですから、2倍以上。そうすると、日本人の方が2倍ぐらいかかりやすいのではないかという話になるわけです。

ただし、このバリンのタイプの方でも、潜伏期間が長いだけで後で発症してくる可能性も、特にこういう例を見ますとあるわけで、物事をすべてはっきりいえずに申しわけないのですが、少なくともメチオニンに限れば日本人の方が2倍ぐらいかかりやすいといえなくもない。この点も評価の1つの目安として考慮に入れて行ったわけでもあります。

(パワーポイント 14)

ここに、英国での試算をもとにvCJDのリスク評価を行ったということを書いておりますが、先ほど僕、言葉では「種の壁」ということを申し上げましたけれども、基本的にそういうリスク評価を行う上で最も確からしい、生物学的、科学的な知見に基づいて、牛から人への感染する率は何%あるとか、種の壁の強さはどのぐらいだとか、そういったことを踏まえた上で、生物学的なリスク評価ができれば理想的なのですが、残念ながら、見ていただいたとおり、不確実性が非常に多くて、それができないわけですね。そうすると、

その次の状況としては、私がさっき申し上げたように、BSEが多く発生している国では、多くの患者さんが出ている。少ない国では少ない。それをただ単に、ある程度の試算ということで、英国でそういう試算がなされていますので、それに基づいて患者さんの数を出すとか、リスクを考えたということになるわけです。

これは一番大事な点でありますけれども、今回は「中間とりまとめ」ということで十分検討されていませんが、例えばBSE検査の体制を変える、あるいはSRM除去の、今、日本は全部とっていますが、それを変えたらどうなるか、全部検査をしなくなったらどうなるか、そういったことをきちっと検討する。これは大事な点ですが、今回は、残念ながら、ここが完全にはできていないという点もあります。

管理措置は、今のお話になるわけです。検査とSRMの除去。整理をして、不確実性を念頭に置いた上でリスクを数値化する、定量化といえますけれども、ある程度、数として出すということをやったわけです。

ただし、もう1つ大事な点は、今回この評価をしたのが、すぐそのまま対策の変更に結びつくわけではないのです。これは先ほどから委員長代理も何度もおっしゃっていたことで、この対策は、きょうも厚労省や農水省の方がお見えで、後からお話があると思いますが、こういう十分なコミュニケーションを経て、厚労省、農水省といった管理機関によって決定される。今回のものがそれに直結しているわけではありません。

(パワーポイント15)

まず最初に、リスクを推定する上で、患者さんの数がどのくらい出るか、今まで、私たちはどのくらいBSEに感染した牛に由来するものを食べてしまったのかということを知る必要があるわけです。それから、これから将来にわたって、どのくらいBSEの感染牛が出るか。さっきも申しましたように、生物学的にはなかなか難しい点がありますので、本当に単純な比例計算、これは次善の策でしかないわけで、そういったさまざまなご批判をいただくのは、私自身も直接おしかりを受けておりますし、いろいろ聞いておりますけれども、それでもないよりはましというと非常に失礼な言い方ですが、何らかの目安として、定量的な評価を試みた。ご批判を承知の上で私たちはやったということでありませう。

遺伝的要因は、メチオニン/メチオニンのお話ですけれども、そういったことも含めてやる。

(パワーポイント16)

ですから、最初に日本でどのくらいBSEの感染牛がいて、それが私たちの口に入った

か。そういうことを計算したわけですね。試算が2つぐらいあります。その試算は全部省略してしまいましたけれども、試算1と2と。お手元の資料はちょっとわかりにくくて、それも今、内閣府の別の部局としてリスクコミュニケーション調査会というのがあって、そこは消費者の代表の方とかいろんな方々がおられますけれども、そういった方々と、私もそのメンバーにさせていただいていますが、お手元の字だけでなく、もう少しわかりやすいものを今つくろうとしているところであります。

それまで待っていただければ一番いいのですが、とにかくお手元の資料を見ていただくとおわかりいただけると思いますけれども、大体5~35頭。これは、これから出る数ではありません。誤解していただきたくないのは、これから出てくる数ではなくて、2001年10月以前、日本においてBSE管理対策がとられる前に、私たち日本人の口に入ってしまったかもしれないBSE感染牛の数。これもかなり多めに見積もった数ですけれども、そういった数であります。7倍も幅があって、こんないいかげんな数字でどうするんだというおしかりもいただきましたけれども、ないよりは、それを承知の上であえて試算を試みたわけであります。

英国における感染牛の数は100万頭から300万頭、400万頭、いろいろ幅がありますけれども、このリスクの値を最大にするべく、一番少ない数として100万頭という数を得たわけです。今後の発症数、最も悲観的な数、これもこの値を最大にするべく5000人という数をとったわけであります。この数が一番多くなるように試算を試みると、0.1~0.9人という数が出たわけで、これは2001年10月までのリスクであります。今のBSEの対策下では、この数字はほぼゼロと考えていい。非常に低いということであります。

(パワーポイント17、18)

ここに出てくるのはちょっと逆ですけれども、今、私がお説明したものが、この5頭。これはあくまでも口に入ってしまったかもしれない数で、今後出る数は最大60頭。しかし、これは現時点では完全に排除されているわけでありまして、別の試算では、細かいことは省略させていただきますが、35頭という試算になるわけでありまして。

(パワーポイント19)

それを先ほどのように単純比例計算を行ったわけです。イギリス100万頭、日本35頭、イギリス5000人、それを掛けて、遺伝子型が倍以上ですから2.何倍を掛けて、人口がまた倍ぐらいありますから、2.何倍を掛けるとこういう値になる。細かいご説明は省略させていただきます。

(パワーポイント 20)

それはあくまでも 2001 年 10 月以前のリスクで、現在はほとんど排除されると推測される。これは確かにそのとおりだろう。これについても数を出せばいいのですが、これは値が小さ過ぎて数にできないと思います。

(パワーポイント 21)

現在行われている B S E の発生防止対策について、何が行われているからそういうことがいえるのかということです。イギリスの病気ですけれども、国際的に、日本以外の方はかなり多くの B S E 発生国があって、数百頭から数千頭、あるいは十数万頭といった国があるわけですから、そういった国から日本に汚染が持ち込まれないように管理が行われていますし、これは牛ですが、牛の中でも、牛から牛の B S E の蔓延が起きないように、こういう幾つかの規制がなされています。それから、牛から人に関しては、と畜場で主には検査と特定部位の除去が行われている。危険なものに関してはすべて焼却処分を基本とした処置がとられて、私たちの口に入るものに関しては、B S E から完全に守られているということになるわけです。

(パワーポイント 22)

今の中に出てまいりましたけれども、と畜場における特定部位の除去と B S E 検査が大きな 2 本の柱でありますし、これが牛から人へ、人の口に入らない、人の B S E 感染リスクを直接的に低減させるものであります。牛から牛に関しては、重要なものとしてやはり飼料の管理と規制とか、あるいはトレーサビリティ、これは牛の耳にパタパタ黄色い耳標をつける。あとは、最初の方でお話したようにリスク牛、死亡牛、B S E にかかっている可能性の高い牛をきちんと調べることで、B S E がどのぐらい日本に蔓延しているのかを正確につかんでいくということになると思います。

(パワーポイント 23)

ここから B S E の検査、S R M 除去という 2 つの大事な言葉に絞ったお話をさせていただきます。牛から人への B S E のリスクを低減する上での大きな 2 本の柱でありますけれども、最初の方でお話したように、B S E の検査に関しては、感染牛を食物連鎖、人の口に入らないようにする。これは主にと畜場での検査がそうであります。それから、汚染の程度を把握する。対策の有効性を検証する。これは死亡牛とと畜場の検査、両方がこれに関係するというわけであります。

(パワーポイント 24)

問題点と有意な点からいうと、今のBSE検査は万能ではないわけです。完璧な検査ではないわけです。検出限界というものがあるわけです。つまり、潜伏期間もそうですけれども、ある量を下回ってしまうと、逆にいえばそれだけ安全といえるわけですけれども、人間に対しては、量が少なければ少ないほど安全ですから、非常に危険なものが見逃されているという意味ではないわけです。しかし、ある程度の量がたまってこないとな陽性にならないわけです。そういうことをすれば、技術的な限界があるわけで、潜伏期間にあるBSE感染牛をすべて摘発、排除できない。ですから、すべての牛を調べても、こういった一定の限界があるということが、今回の「中間とりまとめ」の報告の1つの柱になるわけでありまして。しても摘発できない牛がいますということでありまして。

(パワーポイント25)

それはどういうことかということでもう少しお話ししますと、検出できるのは、最初の方でお話ししましたように、異常プリオンたんぱく質がたまるためには時間がかかるわけです。つまり、一般論としてですけれども、若い牛であればあるほど、たまる量が少なくて検出できにくい。月齢と相関する。月齢というのは、牛が生まれてからの月数ですけれども、それと相関するということは、事実として知られています。ですから、実験的に経口投与といいますが口から食べさせても、32カ月ごろにならないと、プリオンのたんぱく質の蓄積が検出できてきません。実際そうでありまして。78カ月齢ぐらいの牛に1つの山があった。

ただし、そこでもう1つの特異的な点は、21・23カ月という極めて若い牛に、微量ながらも、現在の検査感度でも検出できた。これがなぜできたかということ、このあたりにホルスタインのオス牛のと畜場へ出荷される1つのピークがありますので、そういった点も絡むのでしょうけれども、少なくともこれより若い牛に関しては、350万頭の検査の結果を踏まえると、今までの検査結果から見ると、現在の検査で、日本の全頭検査の結果、困難であったと報告させていただいたわけでありまして、最初にいいましたように、濃度の非常に高いものをたくさん食べたような状況であれば、早く発症する可能性もあるわけです。ただし、それは日本とはけた違いの英国でのお話であるということでもありますけれども、一応こういう事実もあるということも記載させていただいた次第であります。

(パワーポイント26)

当然のことながら、その検査限界を何とかしたい。今もそうですが、今後は迅速に、感度よく、検出限界をもっと下げて、どんな牛でも摘発できればいいわけで、そうすれば、

さらにそのリスクを下げるができるわけです。

ただ、今の検査もかなりいいわけです。最も鋭敏な検査と比べても、10万倍も1万倍も悪いわけではなくて、せいぜい数倍程度です。これをさらに感度よくする1つの目標は、今の牛は、延髄の門部という脳幹部、脳の一部をとってしまう。つまり、死んでからでないと検査できないのですが、生きたまま感度よくできるようになれば、例えばと畜処理における交差汚染の問題とか、いろんな問題が全部クリアできるわけです。ですから、次の検査における大きなブレイクスルーといえますか進展が起きるのは、生前検査が可能になったときだろうと思います。

(パワーポイント27)

もう1つの柱が、SRMの除去であります。例えば欧州、スイス等では、SRM除去をBSE対策の柱にしている国もありますし、SRM除去がなされない国はありません。国における比較はこのスライドには出ていませんけれども、あらゆる国で、BSE検査をしない国はありこそすれ、SRM除去をしない国はありません。すべての国でこれがBSE対策として施行されています。頭とかSRMといわれている部位は、99%以上のプリオンが集中している部位で、ここを食べないようにする。当然のことながら、そうすればリスクは非常に下がるわけです。

しかし、これは幾つか問題があります。例えばこれが完全に行われていないのではないか。あるいは、ここに非常に高濃度のプリオンがたまっていれば、今検出できないとされている部位にも少しあるかもしれないじゃないか。こういったことはむしろ予防原則といえますか、人の口に入るものに対して念には念を入れようという観点、特にBSE検査に関しては、これは私の個人的な意見ですけれども、そういうふうにお考えいただいた方がいいのではないかと思います。そういったことを踏まえた上で、SRM除去とともに検査も、今回の「中間とりまとめ」では、2つの柱として報告したわけであります。

(パワーポイント28)

SRMにおける問題点は、例えば背割りとか、ピッシングとか、スタンガンとか、こういう解体時の処理によって、ほかの臓器、例えば肉とかそういったものが汚染される可能性があるかもしれない。そういった指摘があるわけです。ですから、BSE牛を検査によって排除すれば、この問題は回避できるという論理のもとに、BSE検査とSRM除去を行っているわけです。もちろんBSE検査はサーベイランスの意義もあるわけですが、食の安全に関してはそういうふう考えられているわけです。

(パワーポイント 29)

リスクの増減に関しては、当然のことながら、SRM除去が非常に有効であるから維持する。これは変えるべきではない。日本では、すべての牛のSRMをとっているわけです。ただし、先ほど申し上げましたけれども、BSE検査の感度には限界があるということですから、検査感度の限界を下回ってしまうような牛は、検査してもわからない。つまり、そういう牛を検査対象から外してもリスクを高めることにはならない。ただし、それが正確にどのくらいということはなかなかいいにくい。しかし、日本の350万頭の例を踏まえれば、少なくとも21カ月齢以上の牛は検出された。ですから、される可能性があるということ、「中間とりまとめ」としては報告したわけでありませう。

(パワーポイント 30)

結論としては、繰り返しになりますけれども、今後、この2つの柱があればほとんど排除される。

(パワーポイント 31)

ただし、検査に関しては、検出限界以下の牛を除外しても、SRMの除去がきちんと行われていればリスクは増加するようなことはないということもありますし、その理由といたしまして、今お話ししたとおりのことでもあります。

ただし、現在の知識は断片的である。また、はっきりわからない点もある。予防原則的な観点も踏まえた上で、この2つということになるわけでありませう。

(パワーポイント 32)

今後、検査するべきであるとか、SRMの除去は云々というのは、見ていただければおわかりのとおり、全部読みませう。お手元の資料を読んでいただければそのとおりでありますし、飼料規制は牛 牛の話ですけれども、これについても、とにかくBSE感染牛を根絶することができれば、vCJDにかかるおそれはなくなるわけですから、牛 牛対策も極めて重要である。

(パワーポイント 33)

今回、この結論の中には、人 人対策のことは触れておりませう。すべてを一度に網羅できなかったという点は反省点の1つでもありますけれども、少なくとも私たちは人から人への感染の対策についても、その重要性は十分認識しておりますし、調査会の中では何度か議論を重ねた経緯もございます。その幾つかの点を踏まえた上で、あくまでも「中間とりまとめ」でありまして、これですべて終わって事足れりではないわけですから、

これはそのときそのときのいろいろな社会情勢等も十分考慮しながら、さらに検討を進めていって、より信頼度の高いもの、そのときの科学の進展に合わせて改良して、バージョンアップしていきたいと考えております。

いずれにしても、私も特に思いますけれども、普通は研究者というのは、こういうところで皆様方にこういうことをお話ししたり、怒られたり、厳しいおしかりを受けたりとか、そういうことは余りないのです。私たちは、自分たちでわかったこと、確かなデータを学会で出して、自信のあることしか話さないわけです。それではいけない。少なくともだれかやらなくてはいけない。これだけ大きな問題になっていて、自分がわからないから、そんなのはご免だといって引っ込んでいては、やはりよくないということで、私のような者がこんなところに出て偉そうに話をするのは、本当は役者不足だし、場違いだといつも思っているのですけれども、だれかやらなきゃいけないだろうということでしゃしゃり出ております。

私ができることはやりたいと思いますし、私もここで話ししていますが、別に食品安全委員会の職員でも、内閣府の職員でもありませんので、おかしいことはおかしいといつも率直に申し上げて、おしかりを受けていますけれども、それはそのとおりですので、公正中立な立場は十分認識してやっていきたいと思っております。

コミュニケーションを十分行った上で、こういうことを行っていただくのが重要である。日進月歩の分野ですので、これからもそういった国内外の知見を踏まえて、より信頼性の高いものにしていきたいと思っておりますし、それを日本の方々みんなで分け合っていないといけないというのが、趣旨であります。コミュニケーションですから、1方向ではなくて、皆さんがどう思っておられるのかということ、このプリオン専門調査会の審議にも十分反映させていきたいと思っております。

以上であります。どうも失礼いたしました。(拍手)

司会 金子先生、どうもありがとうございました。

プリオン専門調査会での議論の中身が大体わかりいただけたのではないかと思います。それでは、ここでちょっと準備がございますので、若干休憩をいただきたいと思っております。今2時24分過ぎですから、2時半から意見交換を始めたいと思っております。2時半までにお席にお戻りになられますようお願いいたします。

それでは、休憩とさせていただきます。

休 憩

(4) 会場参加者との意見交換

司会(西郷) お待たせいたしました。ただいまから意見交換ということで、よろしくお願い申し上げます。

それでは最初に、意見交換でございますので、壇上とのやりとりではなくて、本当は皆さん方でやりとりということをしていただきたいと思いますけれども、いろいろご疑問等もあるのではないかと思いますので、それに回答をしていくということで、こちらの方に並んでいただいた方々をご紹介します。

最初に、先ほどごあいさつを申し上げました食品安全委員会の寺尾委員長代理でございます。

皆様に向かって右側になりますが、見上委員でございます。

先ほどご講演いただきましたプリオン専門調査会の金子座長代理でございます。

それから、きょうは先ほどからSRMの除去とか、えさの問題とか、管理措置についていろいろ議論が出ておりますけれども、いわゆる管理省庁と申しますか、厚生労働省、農水省からも担当の方に出てきていただいております。

まず、厚生労働省の松本大臣官房参事官でございます。

農水省からは、消費・安全局の境薬事・飼料安全室長。

食品安全委員会事務局から、一色次長でございます。

私の隣でございますけれども、評価担当の富澤評価調整官でございます。

ごあいさつがおくれまして恐縮でございますが、私、食品安全委員会事務局でリスクコミュニケーションの担当をしております西郷と申します。本日は進行役をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

意見交換はどんどん手を挙げていただければと思うのですが、先ほど金子先生からご説明がございましたとおり、内容が多岐にわたっておりますので、若干章に分けて議論したいと思います。

最初に、「中間とりまとめ」といってもなかなかわかりにくいという話もございますでしょうし、ご当地でこういう意見交換をするのも初めてでございますので、BSE問題全体とか、あるいは変異型クロイツフェルト・ヤコブ病とか、その他、私どもよくご質問を受

けますのは、アメリカとの関係はどうなんだとか、この評価とアメリカとの関係とか、とにかくBSEについて基礎的なことと申しますか、いろいろご関心のあることがあるかと思えます。まずそれを最初に全体的な話として若干承って、お答えできる箇所はお答えしていく。

その次に、「中間とりまとめ」のリスク評価といったことで、金子座長代理から、今後例えばBSEに基づくクロイツフェルト・ヤコブ病の患者さんが出るとすれば、0.1~0.9という試算を行ったわけでございますけれども、その評価についていかがかというふうな議論とか、あるいは、今まで食べてしまった牛は5~35頭ぐらいじゃないかという議論とか、あるいは、今後出てくるのはどのぐらいかというお話が若干ございましたが、そういった推測につきまして、もしご意見がいただければと思っております。

それから、リスク評価以外に、この「中間とりまとめ」は先ほどもご説明がありましたように、管理措置についてこうしたらどうだろうか、こういう点が足りないよとか、こういう点はうまくいっているよといったようなことがあったわけでございますが、それについて、またご議論をいただければと思えます。

時間がございましたら、最後にもう一度全体的に、やっぱりこれだけはっておきたいといったことについて承ろうかと思っております。

何もこちらと会場のやりとりということではなく、いろいろご発言があったことについて、会場中でのご意見についてのご質問とか、そういったことももしあればおっしゃっていただければ、会場内での意見交換ということで進めていきたいと思えます。

もう一つ、ルールと申しまして、なるべく多くの方から意見をいただきたいと思っております、恐縮でございますけれども、お一人の発言を最初2分程度に区切らせていただきたいと思えます。それがわかりますように、大体1分半たちましたらチンという音を鳴らします。2分を超過いたしましたら、チンチンと2回鳴りますので、申しわけないのですが、ここで打ち切りというふうにさせていただきたいと思えます。

いつも回答をいただく方も、回答もなるべく短くしろというふうなご意見もございまして、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

それでは最初に、BSE全体のこととか、あるいはこの「中間とりまとめ」を何で今ごろやったのだらうというふうなことについてのご疑問だとか、あるいはご意見があれば、どうぞ挙手でお知らせいただけますでしょうか。

男性A 最初にお尋ねするんですけれども、食品安全委員会が設置をされたという起点

はBSE問題にあったと理解をしています。3年前だったと思いますけれども、それまでは農水なんかの主張でいくと、日本国内でのBSEの発生リスクはないということでしたが、一方、国際機関では、一定リスクがあるのではないかという評価をされていましたが、その後、すぐBSEが発生をしたという経過になっているのです。現時点で、BSEが国内で発生した原因をどのように特定されているかというのがわかればお教えいただきたいのが1点あります。

あと、この問題をこの委員会できちんと整理をしようというふうに政策が変わってきた背景といいますか、そのあたりを少しわかりやすく教えていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

司会 ありがとうございます。ほかに、この際、もっと一般的なことで何かございませんでしょうか。ご遠慮なく。

それでは、最初のご質問にお答えということで、まず国内で発生した原因がどのくらいまでわかっているかということでございますけれども、では、農水省の境さん、よろしいですか。

境薬事・飼料安全室長 発生原因につきましては、農水省の方でも、感染原因の究明チームをつくっておりまして、そこに農水省の職員ではなくて、いろんなBSEの専門家の方々にお願いをいただきまして、詳細に検討していただきました。その結果、昨年9月30日に報告書を出させていただいております。

その中で、日本にBSEが入った原因といたしましては、まず1つは、英国産の生きた牛を輸入していた。それが国内でと畜されて肉骨粉となって、日本の牛に感染したというのが1つ。もう1つは、イタリアから肉骨粉を輸入しておりまして、その加熱処理が十分ではなかった。それで国産の牛にうつったのではないかと。3つ目は、当時、1頭から7頭目まで発生しておりましたので、そのえさを調べましたところ、共通の代用乳、人工乳が使われておったということで、そこに含まれておりましたオランダ産の油脂が原因ではないかということになりましたけれども、このオランダ産油脂は、食用由来の肉から来た油脂ということで、恐らくそれはBSEの原因ではないだろうということで、現時点では、最初の英国産の生きた牛、あるいはイタリア産の加熱不十分な肉骨粉が原因であろうという結果になっております。

以上であります。

司会 ありがとうございます。それから、食品安全委員会設立の経緯とかということ

でございましたけれども、その辺について、一色次長、よろしゅうございますでしょうか。

一色事務局次長 既にご存じだと思いますけれども、いわゆるリスク分析手法という考え方をやはり食品安全行政に入れるべきであるということ、これはBSE問題の1つの反省点でございました。もちろん国民の健康の保護が最優先であるというのが、第1の認識でありますけれども、そういうことで食品安全委員会がつくられてまいりました。

皆様のお手元に「食品安全」というパンフレット、今度食品安全委員会が皆様方に紙媒体としていろんな情報をお届けしようとして、この情報を出しました。これの7ページ目を見ていただきたいと思います。先ほどご指摘がございましたように、国内のBSE問題等も、従前はいわゆる農林水産省の方でいろんなことを決めては実行しておりました。この7ページにございますように、やはりきちんと科学ベースで食品安全の政策をやるべきだということで、特にリスク評価を科学者が担当して、公正中立に科学ベースで評価をしましょうということになりました。その評価結果に基づいて、右側の黄色いところに書いてあります管理機関がその管理をしていく。そのときには、今日のようなリスクコミュニケーション、ご意見の交換をすべての方たちと行って、その適切な管理をしていくというふうに決まってまいりました。

BSEに関しましても、食品安全委員会でプリオン専門調査会が昨年つくられまして、昨年8月から、現状はどうなっているのか、日本国内のBSE問題はどうかということ、プリオン専門調査会の先生方が自発的に、やっぱり検討課題としようということになりまして、厚生労働省、農林水産省からの依頼ではなく、自主的に検証を始めたということでございます。

それが約1年たちまして、現在、その「中間とりまとめ」として皆様方に報告書が出され、あわせて厚生労働省、農林水産省の管理機関に、現状はこういうふうになっておりますという報告書として提出されたということでございます。

以上でございます。

司会 ありがとうございます。食品安全委員会の設立の時期でございますけれども、先ほどご説明は2001年とございましたけれども、実は去年の7月でございます、今ちょうど1年3カ月がたったところでございますが、ご質問の方、よろしゅうございますか。ご質問されるときに、お名前をいっていただければと思います。どうぞ。

藤原 藤原でございます。一消費者でございますので、専門的なことはよくわからないのですけれども、狂牛病の対策は、牛への感染につきましては農水省が担当して、人間へ

の感染は厚生労働省であるというふうに、農水省と厚労省との領域がはっきりわからないわけですね。どちらもなすり合いのような形になりまして。

私も9月9日に食品安全委員会の方へファックスで質問状も出しておるのです。約20日間になるのですが、まだ回答が来ておりません。ですから、一般消費者に対してはそらぞらしいような感じも受けるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

司会 どうもありがとうございました。ほかにございますでしょうか。では、先に今のことでございますけれども、厚生労働省と農水省の分担について、若干なすり合いのようなことがあるんじゃないかということですが、もう一度、厚生労働省、農水省が今どうなっているかというのをご説明した方がよろしゅうございますか。では、それをちょっとお願いできますでしょうか。まず、境さんから。

境薬事・飼料安全室長 川上からということですので、私の方からまずご説明させていただきます。

まず、BSEは外国から入ってきたわけですので、外国から輸入される牛とか、あるいは牛由来の製品、こういったものを家畜伝染病予防法に基づきまして動物検疫を行っておりまして、そこで輸入禁止にしたり、あるいは検査をして国内に輸入するという措置をとっております。

国内での防疫対応につきましては、これも家畜伝染病予防法に基づきましてサーベイランスを行ったり、死亡牛の検査を行うことになっております。それだと畜場に出荷するということで、厚生労働省にバトンタッチします。

松本参事官 と畜場の方に参りましたところで、まずは皆さん方のお手元に「国産牛肉のBSE対策」という資料が入っておりまして、その最初のところに、「BSE問題の概要」というところで、飼料の安全対策と食肉の安全対策の2つある。飼料の安全対策の方は農水省、いわゆる川上の方。と畜場に入ってきた後のものについては厚生労働省ということ、一応役割分担しているということです。

食肉衛生検査所に入りましたら、まずSRMの除去をやって、その後に、BSE検査をやる。陽性のものについては、感染の拡大を防ぐためにと畜場から物を一切出さずに800以上で焼却する。安全なものだけ分割、あとは枝肉にして、安全なものを食肉市場に出すということで、そういう意味で、農水省と厚生労働省は役割分担をしているというところでご理解いただきたいと思います。

司会 役割分担についてはよろしいでしょうか。あと、9月9日にご質問状をいただい

て、回答がないということですが、食品安全委員会にいただいたのでございますね。担当は私でございますので、大変失礼しました。先ほどもございますけれども、たぶん「食の安全ダイアル」、あるいはファックスは出ていませんけれども、電話とかEメールでいただいたものには必ずご回答を差し上げているところがございますので、届いていないとすれば、多分どこかとまだ相談しているか、あるいは例えば私どもだけで答えられない場合には、先ほどの農水省と厚生労働省と相談したりとか、あるいはほかの役所と相談したりとかもしておりますし、あるいは地方自治体と相談をすることもございますので、若干時間がかかる場合もございますけれども、必ずお答えはいたしているところがございますので。ただ、念のため、後でまた承れればと思います。

その他ございませんでしょうか。

中林 去年の11月まで衆議院議員の農林水産委員として、特にBSE問題でいろいろ議論させていただいてきました中林よし子と申します。

先ほど一消費者ということで、厚生労働省と農水省の食品安全に関する区割りというか、それが縦割りになっているがために、消費者にとってはそのところがわかりにくいという声がありましたけれども、去年、食品安全基本法を議論するとき、食品安全庁のようなやはり独立した機関をつくるべきであって、BSEの発生以降の政府の後手後手の対応を見るにつけて、そこが非常に肝心なのではないかという議論があったんですよ。にもかかわらず、安全委員会というものをちゃんとそれぞれ置くので、そこできっちり議論していくから大丈夫というようなことがあって、その縦割りのところは変わっていないということで、やはり消費者にとってみれば、その点がまだ非常に不安な材料が、政府の安全のやり方に対する不安感が拭い去れないものがあると思いますので、今後の検討課題として、やはり独立した機関になるべきではないかと思っております。

きょう、このように地方に出た意見交換会、リスクコミュニケーションをやっていたことは、非常にいいことだと思うのですが、今、国民が一番関心がある、消費者が関心があるのは、アメリカの牛肉の輸入がいつ解禁されるんだろうか。ここがやはり一番関心事だと思っております。小泉さんがアメリカに行ったときに、この問題も議論になって合意をしたというような報道をされればされるほど、安全性が確かめられていないアメリカの牛肉が入ってくる可能性が、非常に濃厚になっているんじゃないかという危惧を感じざるを得ません。

だから、そういう意味では、農水省も厚生労働省も、あるいは食品安全委員会としても、

日本の全頭検査が持つ意味合い、あるいは危険部位を除去し、さらに焼却をしていくこと、それから死亡牛のすべてを検査してやっていくというこの体制は、食物連鎖の中に異常プリオンを持ち込まない、いわばそこをきっちりと隔離しているという世界でもすぐれたやり方を、私は大いに威張っていただいて、自信を持って、それをむしろ国際基準へ広げていただけるような努力をしていただきたいと思います。

きょう、中間報告についてのお話を聞いて、少し安心をいたしました。それはわかっていることとわかっていないことを、専門委員会ではきっちりと浮き彫りにしながら、それを国民の前に明らかにしていくんだということですね。だから、まだBSEに関する科学的な問題、わからない点がたくさんあるんだということなんですね。

アメリカが日本に牛肉の輸入の再開を求めているのは、日本の全頭検査は科学的ではないんじゃないかというような言い方で、圧力をかけていると思うんですけども、アメリカがやっている検査体制は、全く非科学的であるし、ずさんなやり方と、私が知る範囲では聞いているところなのです。

だから、そういう意味では、まだわからない部分がたくさんあるし、日本のBSEがなぜ発生したのかという発生経路というか、そこは2通りあって、先ほどの説明がありましたけれども、まだ特定されていないということなど見たり、あるいは若い牛からもやはり発生したんだということを見るにつけて、食品安全委員会の持つ役割は非常に大きいのですが、同時に、リスク管理のところは、国内だけではなくして、食品安全基本法で修正されたように、内外の食品に対してしっかりとリスク管理をやっていくというのが政府の仕事だと思っておりますので、ぜひその点で頑張ってくださいし、アメリカのことについて事情が少しわかれば、お答えいただければと思います。

司会 わかりました。それでは、続けて、先ほど手を挙げていただいた方。

友近 岡山学院大学の友近といいます。

これは境さんの方にお尋ねすればいいことだと思うのですが、原因究明が2003年でほぼ終了したようにおっしゃられたのです。私は、昔から物すごく疑問を持っていることがありまして、8頭目と9頭目の原因を同じ視点で考えられているのかどうかということが、まず第1点にお聞きしたいことです。

もう1つは、肉骨粉が主要原因と一応考えてよろしいですね。もちろん牛にも原因があるのでしょうけれども、数は少ないはずですから。そうすると、イタリア経由だと思うのですが、イタリアにイギリスから輸出された量から考えますと、私はちょっと古いデータ

で申しわけないんですけども、イタリアで44頭出ている段階で、日本で1例目が出たわけです。今イタリアで117頭ですか。しかも、消費された量は、日本とイタリアはほぼ同じ量だった。私はちょっと古いデータで申しわけないのですが、たしかそれくらいだったと思うのですが、そうしますと、もっと数が出てもいいのに、イタリアの相対的な比率からいいますと、極端に少ないと思うのですね。それは何かほかの原因があるのでしょうか。

司会 ありがとうございます。その他、一般的なお話がありますか。では、続けてどうぞ。

大森 中山牧場の大森と申します。

3つぐらい質問があるのですが、中間報告の中に、21カ月齢、9例目、8例目で発見された異常プリオンをマウスに移植して実験が行われているというのがあるのですが、どういった目的と、この実験を通して何がわかるのか。その内容は公表されるのかというのが1つ。

もう1つは、4カ月齢のものにプリオンを食べさせて、32カ月ぐらいに出た。けれども、21カ月、23カ月、若い牛の場合には、先ほどの説明ですと、高濃度のものを大量に与えたんじゃないか、そんなことが推測されるということになる。そうしたら、例えば代用乳とか人工乳がそういう時期に大量に入ると思うのですが、こういったものが1つの原因としてやっぱり挙げられるのではないか。けれども、それに入っているオランダ製の油脂は食用だから関係ないといわれていましたが、では、イタリアから入った肉骨粉なのか。

以前のBSEの報告書の中には、中・四国の方にもそのイタリアのが入っているけれども、水島ですか、その先がよくわからない。その当時は、西日本では出ていませんでしたから、それ以上の報告は確認をされていないのですけれども、それ以降、西でも出ているのに、そのあたりがどのくらい突っ込まれて原因究明されていくのかというところ。

あと、20カ月以下でBSEの確認がされていないということなんですけど、国内の方では20カ月以下だと畜される牛の数が非常に少ないと思うのです。ですから、そのあたりも十分に検討されているとは思いますが、20カ月だけで切ってもいいのかどうか、この辺のご意見をお聞きしたいところです。

司会 ありがとうございます。それでは、この辺でちょっと整理して、こちらからご回答ということでやりたいと思います。

1つ、縦割りの話もございましたけれども、縦割りについては今、一生懸命やっているということで、ご説明があったとおりでございます。

1つは、アメリカからの輸入解禁の動きがどうなっているのかというご質問があったか
と思います。これにつきまして、交渉の状況等がわかれば、松本参事官からお願いしたい。
要は、安全性が確かめられていない牛肉が入ってきてしまうのではないかという危惧があ
るんだけどもということでございますけれども、それについて、松本さんの方から願
いできますでしょうか。

松本参事官 まず、平成13年10月から始めたBSE対策について、安全委員会で、こ
れまでの対策はどうであったかという評価をいただいて、先般報告書が出て、厚生労働省、
農林水産省に報告書が通知されてきました。それを見て、どうするかということを検討し
つつ、また、リスクコミュニケーションでいろんな関係者の意見を聞いて検討している
というところであります。まずは、我が国の対策をどうするかということを引きちとして、
先ほど安全委員会の方からお話がありましたように、安全委員会へ諮問して、いろいろ注
文がつくと思いますけれども、答申をいただいて、我が国の対策を今後どうするかとい
うことをまず引きちとする。

それがあって、その次に初めて米国との交渉になるということになりまして、当然米
産牛肉の輸入再開につきましては、我が国と同等の安全性が確保されているということが
前提でございます。このような条件を満たす具体的な措置について米国側から提案
があった場合には、リスク管理官庁といたしましては、食品安全委員会に諮問すること
であると考えております。そういう手続がまだ続くということでございます。

マスコミ等によりますと、すぐでも入るようなことが書かれておりますけれども、そ
ういふような形にはなりませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

それと、縦割りの話がございましたけれども、確かに以前は縦割りの弊害はございま
した。よくなったというのは、両省あわせて、こういうところで席が隣同士ですぐお話を
できるということですし、今毎日毎日食中毒情報がございすが、それは厚生労働省に入
ってきたものは、同時に食品安全委員会、農水省さんの方にも情報が共有されるように
しておりますし、また、いろんな関係するようなものがありましたら、ほぼ時間を置かずに各
関係省庁が情報を共有できるということで、縦割りの弊害は以前と比べたらに等しい
のではないかと思っております。

司会 ありがとうございます。日米のお話はそういうことで、よろしゅうございま
すか。では、先にここでアメリカの話をしておきましょうか。どうぞ。

藤原 きょうは、BSEのお話ばかりされているのですが、アメリカの農務省が1999

年に、アメリカ産牛肉の半分以上がO157に汚染されていたということを認めているようなのです。この辺はいかがでしょうか。

司会 今回はBSEのことばかり勉強しておりまして、何か情報をお持ちの方がいらっしゃれば。O157の件について、99年のUSDAのお話はわからないのですが。

その他、BSEの日米の話が何かあれば承りますが、よろしいですか。

それでは、先ほどのご質問の中から、1つは21カ月、23カ月について大分ご議論があったと思います。その原因はどのようなふうになっているのか、どこまでわかっているのかというご質問がありました。21カ月、23カ月の意味することはどういうことかという点について、先ほどちょっとご説明がございましたが、どのような議論が行われたかという点についてですが、では、最初に原因の方、境さん、どの辺までいっているかというのは、いかがでしょうか。

境薬事・飼料安全室長 先ほど私、昨年9月で原因究明が終わったと申し上げたのではなくて、あの時点は7頭の感染牛が確認されておりましたので、そのデータをもとに、原因究明をできるところまで行ったということで、当然今後とも原因究明は続けていくということでございます。

先ほど申し上げましたように、以前、1980年代にイギリスから輸入していた生体牛が国内で肉骨粉になって、それがサイクルを描いて国内に広がっていったと考えておりますし、また、イタリア産の肉骨粉も同様だということでございます。ですから、非常に少ないんじゃないかというお話がありますが、その意味では、イタリアに比べて感染牛は非常に少ないわけですが、そういう意味では、日本は余り高度に汚染された状態にないのかなというふうにも考えているところでございます。

しかしながら、原因究明はどうやっているかといいますと、患畜が確認された段階で、その牛が生まれたときからと殺されるまで、一体どういったえさを食べているかをすべて洗い出させていただくことをやっております。その原料が何が使われていて、それがどこから来たのか、外国の倉庫のところでどういうふうに保管されていたか、そういったところまで一応調べられるところは調べて、原因を究明しているわけでございますけれども、現在のところ、肉骨粉を直接給与したという報告は1例もありません。したがって、今回の食品安全委員会におきます「中間とりまとめ」におきましても、飼料への肉骨粉なり異常プリオンの交差汚染が原因ではないかとされているところでございます。

それから、若い牛については、金子先生の方がお詳しいのかもしれませんが、私

どもの関連の措置としましては、つくばにございます動物衛生研究所の方でマウス、あるいはこれから牛に接種をして、感染性を調べる。アメリカなんかは、21カ月、23カ月はBSEではないんじゃないかというような意見も述べておりますので、BSEかどうか、その感染性はあるのかどうか、そういったものを含めて調べるということをやっているわけでございます。

司会 ありがとうございます。今の点について、プリオン専門調査会での21・23カ月の感染実験のことにつきましてお願いします。

金子座長代理 若齢のBSE感染牛とされる8頭目、9頭目に関しては、おっしゃったとおり、マウスですね。1つは、牛型のトランスジェニックマウス、牛に対する感受性を上げるような遺伝子操作をしたマウスの脳に打って、本当に感染性があればそのネズミが発症するはずだという実験が行われています。ただ、牛型のトランスジェニックマウスも感度がいいといっても、生きた牛にはかきませんから、量が非常に少ないと発症するまで時間がかかるという事実があるので、ネズミで発症しないからあれはプリオンではないとはいえない。科学的には、その可能性は否定し切れませんし、牛の実験も必要になるだろうと思います。

牛がどうかということに関しては、バンドのパターンというか、3本バンドが出るわけですが、あのバンドに関しては、私も含めて、プリオンの専門家が見ると、やはりあれは異常と判定するのが普通です。ですから、BSEかどうかに関しては、あれは感染牛由来の異常プリオンたんぱく質である。症状はなくても、あのたんぱく質は異常型のプリオンたんぱく質である可能性が極めて高いというのが、私だけでなく、米国、英国のお話が出ましたが、僕はプルシュナー先生にもあれを見ていただきましたけれども、彼の意見も私と同じでした。あれは陽性だろうと。ただ、量が非常に少ないですから、発症するかどうかという点だけで、発症しなかったから違うというのはちょっと暴論だろう。逆にそういうことを利用されてしまうのは、私としては、科学者としては、それは逆にまずいなと思います。いつ発症するかはわかりませんが、普通のものと同じような潜伏期間で出てくるかどうかに関しては、恐らくおくれる可能性が高いだろうと思います。

それから、公表されるかどうかとおっしゃっていましたが、何がわかるかというのはそういうことですし、もう1つは、万が一出なくても、今いったとおりですし、公表は当然されるはずですし、科学のデータですから、私たちはみんな注目して見ているので、人為的な変なことが入る余地は全くありません。

司会 ご質問になった方、今のお答えでよろしゅうございますか。何かあれば。

8 頭目、9 頭目につきまして、よくこういった席でも議論になるのですが、いろいろご質問とか、あるいはこう思うというふうなことがある方がいらっしゃれば、今ご発言いただければ。

男性 B 垂直感染の可能性はないですか。

司会 垂直感染の可能性については、見上委員からお願いいたします。

見上委員 今まで B S E に関して疫学調査をずっとやっているのですが、我々でなくて、主としてイギリスでやっているデータによると、垂直感染はまだ証明されていないというか、一応はないものだということです。1 つは、B S E にかかったお母さん牛から生まれた子供を追跡しても、B S E であったというデータも、私の知っている範囲内ではないと思います。

それから、水平感染は、もちろんプリオンは今まではない。プリオンというのはウイルスとも細菌とも違いまして、要するに、原因物質が口に入って伝達するもので、プリオン病に感染した患者からのコンタクトによって人にいった、また牛にいったというような事実はございません。

以上です。

司会 垂直感染とか水平感染とか、なかなか難しいかと思うのですが、その辺について、垂直感染というのは.....。

見上委員 妊娠した母動物または人間から胎児というか赤ちゃんにいくというのが垂直感染で、家畜の場合は、初乳を飲んで感染するまでを垂直感染。どこかで切らなきゃならないわけです。だから、世代を超えた感染を垂直感染。親から、生まれてきた子供にいくのは水平感染といっています。どこで線を引くかということに関しましては、動物の場合は、最初の乳を飲んで感染したら垂直感染に入れるということです。

以上です。

司会 よろしゅうございますでしょうか。

藤原 輸血した場合はどうですか。

見上委員 輸血はまた別のお話です。自然界において、要するに、輸血というのはほとんど人間にだけ使われている医療行為でありまして、犬とかそういう点でも使うことはありますけれども、輸血の場合は垂直とはいわないと思います。一種の水平感染、人為的にウイルスならウイルスを接種したのを、たまたま血液を静脈系に入れたということですか

ら、水平というカテゴリーに入ると思います。

藤原 輸血でv C J Dが人にうつるということはどうでしょうか。

見上委員 それは最近。それは金子先生。

金子座長代理 今年に入って2例、2人の方がそうではないかといわれています。両方も英国の例です。157名の大多数が英国におられますけれども、その中で、正確な数字、間違っているかもしれませんが、たしか16名ぐらいの方が供血、献血をされていて、その血液がどういうルートで、どういう方々に行ってしまったかが追跡調査されていました。その中で、何と不幸なことにお2人ほどが発症してしまったという事実があります。ですから、今まで考えられていたよりも、人から人への感染がかなり深刻かもしれないということで、例えばほかの例で申し上げますと、イギリスでは白血球除去ということをしつづけてこられていたのです。白血球に感染力が一番強いから、輸血をしたとしても、その白血球をとることで安全性を確保しようということをやっていたにもかかわらず、そういうことが起きているということです。

例えば英国で盲腸をとった、虫垂をとった方のサンプルが病院に残っているのを、1万3000人、1万4000人ぐらいですか、無作為に調べてみたら、何と3人の方に異常プリオンの蓄積があったという報告もあって、その例からすると、感染者数は英国全体で3800人になる。それでも先ほどの5000人よりは、あれは発症する方の数を5000としていますけれども、感染している方の数で、その方全員が発症するとは限らない。何も起こらないで、実際にその方々3人は、何も症状を出していない方々です。

そういったさまざまなまだわからない点があって、人から人の感染というのは、例えばほかの医療行為も含めて、気をつけなくてはいけないというところが、イギリスにおいてかなり気をつけられているところです。

司会 どうもありがとうございました。

では、21カ月とか、感染経路に関する議論でしたが、今、お話もちょっと入りかけましたが、いわゆるリスク評価について、先ほどございましたイギリスでは最悪の数字だと5000人出るのではないかと数字を使って比例計算してみたら、頭数との比例計算で割ってみると、0.1~0.9人という数字を、いろんな前提を追いた上ではじき出していただいたわけでございます。あと、牛も5頭、あるいは35頭ぐらいが、対策をする前にはフードチェーンに入ってしまったかもしれない。ただ、今はそういったことはリスクは大分下がっているというふうなアセスメントを専門調査会ではしていただいたわけですがけれども、

この辺について何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。いやいや、もっとリスクは高いのではないかと、低いのではないかと、いろいろなご意見があろうかと思ったのですが、どうぞ。

田中 田中アツコと申します。消費者です。

私もこの「中間とりまとめ」の中で、人から人への輸血の感染が一番気になりました。心配です。非常に脅威を感じました。そうして考えると、BSE調査検討委員会の報告書の中にありましたけれども、国民の健康にかかわることに関して、行政の不作为が問われるという一文が、私はとても印象に残っています。

そうして考えると、私たちは今、大人として、人の場合、25年ぐらい潜伏期間があると考えた場合に、今後50年から100年先ということ考えたときに、いかに小さい段階で、人によるBSE感染の被害拡大を防ぐかということに全力投球をしなくてはいけないんじゃないかと思っています。その危機感は、消費者としてはとても感じます。それを考えると、もしこれ以外の、日本における0.1~0.9ですけれども、ほかの諸外国から輸入されている肉の危険度がどの程度なのか、まだ食品安全委員会による評価は出ていません。そのことを含めて考えると、0.9を超える場合があります。そうして考えたら、1人発症することによる輸血による感染の広がりというような、仮定ですけれども、それを考えたら本当に大変なことだと思います。

それでやはり食品安全委員会にお願いしたいのは、そのことに対するリスク評価を非常に厳しくしてほしいということと、農水省や厚生労働省の方にお願いしたいのは、いかにそれを人に感染させずに、広がらせないで終わらせるかということ。その病気を治す手だては今のところ見つかっていませんし、先日の神戸でのヤコブ病、ドイツの薬害のヤコブ病を支える会の方がおっしゃっていましたが、感染をされた方、発症された方、非常に悲惨です、何とか農水省、厚生労働省の方々に防波堤になっていただきたいという発言がありました。それを考えても全頭検査を求める声、そのリスクをいかに低くしていくか、ゼロに近づけるかということにどうやって努力していくか、それについては全頭検査も必要なんじゃないかということをご検討していただきたいと思います。

以上です。

司会 ありがとうございます。そのほか、リスク評価に関してございますでしょうか。

中林 食品安全委員会は、輸入牛肉の、例えば相手が清浄国だとか、何段階、レベル何かというのは、日本側から輸入国に対する評価はされているのですか。されるのですか。

それは関係ないのですか。それをちょっと質問させてください。

司会 要するに、日本に輸出している国々のBSEのリスク評価をどうするつもりかということですか。

中林 (マイク不使用のため、聴取不能)

司会 これにつきましては、一色次長、よろしく申し上げます。

一色事務局次長 現在は、情報を世界各国から集めているという段階でございます。国内につきましては、いわゆる350万頭の検査結果、その他管理機関からいただいたいろんな情報がございますので、やれるところからやるという趣旨で、国内のリスク評価を行ったということございまして、今後、データがそろい次第、私たちが食べています肉についても評価に着手することになると思います。その前に、もちろん厚生労働省あるいは農林水産省の方から、例えばアメリカからの輸入について評価してほしいというふうな諮問がございましたら、すぐに着手することになると思います。情報に関しては、世界じゅうから集めているということでございます。

中林 (マイク不使用のため、聴取不能)

司会 その点について、まず農水省の境さんからお願いいたします。

境薬事・飼料安全室長 農林水産省としては、実は1頭目のBSEが発生する前に、EUが行っておりますように、輸入をしている各国のBSEリスク評価を行っている途上でございました。そこを中断しておりましたけれども、現在また再開いたしまして、世界各国のBSEリスクを評価しているところでございます。当然その結果が出ましたら、食品安全委員会にもご意見をお伺いすることを検討してまいりたいと思っております。

司会 厚生労働省、お願いいたします。

松本参事官 厚生労働省の場合は、輸入食品の取り扱いということでやっております。BSEにつきましては、発生国からの輸入はとめておりますし、それ以外のいろんな牛由来のスープですとかそういう加工食品がございますけれども、それについても輸入をとめておるということでございます。そういうところでBSEが入ってこないような努力をしておるといことです。

司会 ありがとうございます。今の田中さんのご意見は、要するに、きちんとやれというご意見でございまして、それはそれで受けとめさせていただきます。

松本参事官 先ほどから、血液による感染がどうかということが何度も出ておりますけれども、確かに以前は血液を介した変異型CJD、クロイツフェルト・ヤコブ病はなかつ

たのですが、先ほど金子先生がおっしゃったように、今出てきたということもございます。そういう発見される前から、血液を介した感染の可能性はまだよくわかっていないということで、最初は1980年から96年までの間に英国に通算6カ月以上滞在した方については、献血をお断りしているということでありました。その後、いろいろ広がってきたということもございまして、英国だけでなく、アイルランド、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ポルトガル、イギリスに6カ月以上滞在した方につきましても、献血はご遠慮くださいということで、ですから、皆さんが献血されるときに、イギリスですとかこういうところに、6カ月以上滞在されましたかということで聞かれると思います。

現実には、我々の仲間でもイギリスにちょうどそのころ留学していたのは、非常に頑強な男ですけれども、献血は断られているということがありまして、そういう形で人の部分については、血液による感染は防ぐということで、対策はとっております。

田中 私が申し上げましたのは、今のBSEによって感染した場合、それが発症するまでの潜伏期間があるわけです。その間に、感染しているかどうか分からない場合、それが広がるおそれがあるんですよ。その危険性は否定できないわけですから、それで考えると、本当に厳密にこの問題をきちっと考えなくてはいけないんじゃないですかということをお願いしているわけです。

以上です。

司会 ありがとうございます。ということは、すべて輸血はすべきでないというふうなことではなくて、要するに、もっと厳しくやれということ。リスクはゼロにしなきゃいけないと……。

松本参事官 管理官庁といたしましては、ゼロリスクというのはまずありませんので、今よりリスクを下げるような形で、これから先の政策をとっていくということで、取り組んでおるところでございます。

境薬事・飼料安全室長 農林水産省は、飼料規制を担当しているわけですがけれども、先ほどからBSEの原因は、異常プリオンを含む肉骨粉を牛が食べることによって、牛に感染していくということで、そこをシャットアウトするのが我々の役目なわけですね。ですから、現在は、牛に対しては動物性たんぱく質を含む飼料は給与禁止にしております。これは飼料安全法に基づきまして禁止措置を講じておりますし、また、先ほど交差汚染が問題になっておりましたので、飼料の輸入から製造、流通、使用段階で、間違っても例えば豚用とか鶏用のえさを給与することがないように、いわゆるライン分離とっておりますけ

れども、製造の工程を分けるとか、あるいは最後の農家の方には、決して間違っず豚用の飼料なんかを牛に食べさせないようにというようなこととっているわけです。豚用の飼料そのものも、牛の肉骨粉は与えない仕組みになっておりまして、SRMも全部焼いておりますし、牛の肉骨粉も今すべて焼却をしておりますので、そういった意味では、飼料規制はほぼきちっとできているのではないかと考えております。

ただ、今回の「中間とりまとめ」におきまして、まだ飼料規制については、チェックを一層きちっと続けるようにという報告をいただいておりますので、さらに穴がないかということと今見ておりまして、現在、検討しておりますのは、「BSE根絶のための飼料規制について」という農水省消費・安全局の資料がありますが、その7ページの下にこういう図があると思いますけれども、幾つか×がついております。先ほどいいましたように、ライン分離といいますが、飼料の誤用を避けるという意味では、肥飼料検査所が配合飼料工場とか肉骨粉製造工場、これは化製場といっておりますが、そういったところで肉骨粉はきちっと分離して焼却されている、あるいは、実際にはえさとして流通するものに、異常プリオンに汚染されるようなことが起こっていないかどうかということとを厳しくチェックをしておりますし、水際では動物検疫所が肉骨粉は輸入禁止。現在、牛に限らず、肉骨粉はすべて輸入禁止にしております。また、魚粉についても、動物性たんぱく質がまざっていないかどうかということとを検査しているというところとであります。

さらに、どこか穴はないかということで、輸入で植物性油かすとか穀類と書いてありますけれども、一部、トウモロコシのような形ではなくて、いろんなものがまざった混合飼料が0.5%程度ありますので、それも実際に輸入されることとをつかんで、肥飼料検査所が検査に行くということも強化することを考えておりますし、また、右下のところと、飼料の小売店が推定で恐らく1万5000ぐらいあると考えておりますけれども、小売店につきましても、飼料安全法に基づいて届出の対象にして、都道府県が把握をして、そこでいろんな誤用とか交差汚染が起こらないかきちっと監視指導するとともに、農家段階では、都道府県と、右側に地方農政局とか農政事務所が書いてあるのですが、国の職員も農家に巡回指導に行つて、その辺の指導を行うということと、できるだけ完璧に近い形の飼料規制を実施していくということと、今検討しているところとであります。

司会 ありがとうございます。金子先生、あればお願いします。

金子座長代理 先ほどの輸血のお話で、私の思うところをお話ししてよろしいでしょうか。

イギリスのことが一番参考になると思うのです。イギリスは百数十名、これからまたどのくらい患者さんが出るかわからないですけれども、それでも、片や輸血しないと年間何万人の方が亡くなってしまいます。だから、どうしても輸血は必要だ。百数十名でも、1000名でも、患者さんがいるけれども、やめるわけにはいかない。どうしようかということを実際に考えてきている国なのです。やめるわけにはいかないから、白血球のところをとるとか、あるいはどうしても必要なものは、当時はアメリカですけれども、BSEの出ていない国から輸入するとか、そういうことをいろいろしてきたわけですね。でも、それでも完全ではないと思います。

だから、おっしゃるとおりで、松本参事官がいわれた対策は、僕は、今とり得るベストの方策だろうと思いますし、さっき私が申し上げたように、もし日本で出るとすれば、特にイギリスから帰られた方が発症される可能性が一番高いと僕は思いますから、その対策が極めてリーズナブルな対策だと思えますし、それはそれでいいのです。

しかし、多分おっしゃりたいことは、私もそう思いますけれども、一たん人の中に入ってしまうと、それを防ぐのは極めて困難である。だから、全頭検査という言葉で表現されましたけれども、牛から人に来ないようにするのは、人々を防ぐよりは簡単だということだと思えますし、私もそのとおりだと思います。プリオン調査会もそのことは十分認識してやっていますということを、一言お伝えしたいと思えます。

司会 ありがとうございます。リスク評価の話をして、だんだん管理措置の話に入っておりますので、今ちょうど境さんから飼料の管理措置について大分詳しいご説明をいただいたところでございますけれども、まず管理措置にもいろいろございます。牛の安全対策ということで、えさを一生懸命するんだ、今しているんだというふうなことだったですね。「中間とりまとめ」には、そうだけれども、8頭目、9頭目は飼料の禁止措置をやった直後の、本当だったら給与していないところにまざってしまった、その後に誕生した牛にプリオンが見つかったということもあって、チェックをしてくださいという形の、先ほどご説明のあったようなとりまとめになっているわけでございますけれども、このえさの対策、要するに、牛の安全対策につきまして、何かご質問なりご意見なりがあれば。

藤原 今、農水省の方から、飼料についていろいろいわれましたが、飼料につきましても、ほとんど100%に近い原料は輸入に頼っております。そうしますと、人間ばかり遺伝子組み換え食品はいけないとかいうことをいわれるのですが、飼料になるトウモロコシであるとか、大豆、油かす、そういったものにつきましても、当然遺伝子組み換え食品が入

ってきてしまう。それと輸入の際に、防かび剤であるとか殺虫剤が相当多量に散布されたものが原料になっている。そうしますと、BSE以外の非常に危険な物質が含まれているのではないかとと思われるのですが、本当に健康に育つことができるのでしょうか。

大森 牛の飼料のことで、肉骨粉をまぜてはいけないのは既に始まっていて、今度17年3月、ラインを完全に区分してA飼料にしていく。B飼料の方は牛には与えないということだと思うのです。魚粉あるいはそのほかの動物性飼料がまざらないラインになるのは大変うれしいことですが、今までつくっていた工場の機械内部には、既にそういうBSEのプリオンに汚染されたものがあちこちに積み積もっているわけですね。そういった現状も十分考慮していただいて、A飼料への切りかえとか、ただ単にコーンか何かをザーッと流して、はい、きれいになりましたというのでなくて、隅にたまって蓄積しているものをきっちり落とすとか、あるいは粒子であれば、粒子がまざっている割合が0.02でしたが、そのくらいしかないとはいっても、タンクにたまっていくのは、液状ですと夾雑物が当然たまっていくわけで、何年も何年も使っていれば、その底の方には夾雑物が物すごくたまるわけですね。そういったところに以前から入っていた汚染されたようなプリオンがたまっているということも非常に考えられるし、抜くときにはそれが舞い上がったりして、異物としてどんどん入ってくる可能性も非常に高いわけですね。そういう工場の内部の裏の裏というところ、現状もしっかりチェックしていただいて、A飼料への切りかえをやっていただきたい。

あるいは、魚粉までも入らないということをチェックするというのもあると思うのですが、もし遺伝子レベルで見ると、例えば遺伝子組み換えでないものは5%までいいですよみたいなことがあります。今回の牛の飼料に関していえば、遺伝子レベルで見ても検出されないというレベルで、A飼料への切りかえを行っていただきたい。そのあたりも十分検討していただきたいと思っております。

司会 ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

では、またちょっとまとめますけれども、飼料の安全対策につきまして、洗浄では不十分、夾雑物が本当に除けるのかという話、あるいは、その他輸入飼料の安全性について若干ご質問があったのですが、今の管理体制についてお願いします。

境薬事・飼料安全室長 最初、前の方のご質問からですけれども、おっしゃるとおり、飼料の原料の大半は輸入でございます。先ほどの資料の5ページの上に円グラフがあるのです。牛が何を食べているか、乳用牛を例に書いてありますが、牧草・わら類が約半分で

す。この中には輸入された乾草も当然あります。もちろん自家産のものもあるわけです。それから配合飼料が約 39%ありますけれども、この原料の大半は、おっしゃるとおり輸入でございます。また植物油のかす類も、実は輸入した植物から絞って、国内でかすを生産している。それを牛にやっている。そういう形になっておりますので、文字どおり輸入が大半です。

ただ、輸入は、先ほど申し上げましたように、ほとんどは単味、トウモロコシの形あるいは大豆の形で輸入されておりますから、もしも異常プリオンの汚染があるとすれば、そのトウモロコシそのものではなくて、コンテナの中に以前そういう肉骨粉が入っていた、その後にトウモロコシが入れられて持ってこられたとか、そういう疑いがあるかどうか、そういったところの注意が必要なわけです。

先ほどもちょっと申し上げましたのは、0.5%ほど混合飼料という、既に配合された形で入ってきているものがありますから、今その原料を報告してもらおう仕組みをつくっていないのです。今度それを報告させる仕組みにして、混合飼料も水際でチェックできるようにして、リスク管理強化をしようということに取り組んでいるわけでございます。

BSE と関係ありませんが、遺伝子組み換えとか防虫・防かび剤の話がありましたけれども、飼料安全法で、遺伝子組み換え体につきましては、組み換えをしていないものと成分とか、家畜にやったときに異常がないとか、何も変わらないというようなデータを業者から出してもらって、それを大臣が確認するという仕組みを設けておりまして、その確認をされたもののみ国内で飼料に給与するという仕組みになっております。現在、トウモロコシ、大豆、テンサイ、菜種、綿の5つについて、38品種が認められております。

防虫・防かび剤につきましては、これも飼料安全法に基づきまして、有害物質の汚染のための基準をつくっております、その基準以下でなければだめだというふうにしておりますし、18年5月までには食品衛生法の方で残留基準値が設定されますので、今度は法的に基準値を定めて、飼料には農薬の汚染がこれ以下でなければ使ってはならないといったことが法的に担保される仕組みになってまいります。

それから、A飼料、B飼料、おっしゃるとおりライン分離を法的にやらなければいけないのは来年4月からということになりますが、現在は、洗浄するとかそういった対応でやっているのは事実でございます。ただ、先ほどいいましたように、実際の飼料原料の中には、肉骨粉は牛のものはすべて焼却しておりますし、豚も現在、まだ焼いているわけございまして、現在使えるのはチキンミールとかそういったものしか使っていないというこ

とです。

先ほど図で説明しました肥飼料検査所は、配合飼料の工場とか化製場、肉骨粉製造工場にも抜き打ちで立入検査をやっておりまして、そういった交差汚染が起こらないことを確実に確認した上で、飼料への利用を認めるというリスク管理を行っているということでございます。

司会 どうもありがとうございました。今のお答え、よろしゅうございますでしょうか。今回、BSEに限っていただければありがたいのですけれども、よろしく願います。

藤原 輸入食品につきまして、90%以上のものが検査なしで入ってきているわけです。ですから、厚生労働省としては水際検査を100%やっていただきたいのです。8.4%しか検査していないわけですからね。ですから、検査にひっかからないものがみんな人間の胃袋の中に入っているわけです。

司会 食品の方ですね。わかりました。今、交差汚染のことについてご質問になった方はよろしゅうございますか。食品の方は後にいたしまして、えさの方、何かまだこれはいっておきたいというお話があれば承ろうと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、今度は牛肉の方の安全性で、「中間とりまとめ」では、検査、SRM、危険なところの除去をきちんとやりなさいという形。あるいは、検査については、その意義と限界といいますが、限界については見つからないところもありますとか、その部分についてはしようがないんだ、要するに、見つからないところは見つからないんだというふうな書き方がされ、また20カ月以下では見つかったことがないということを書いてあるわけですが、その部分。要するに、SRMの除去及び検査、牛肉の安全性に関する措置について、ご意見を承りたいと思いますが。

ホンダ きょうはちょっと出張の都合でこちらの方に参りましたので、JA愛知経済連のホンダと申します。

実はこのような検討会は8月にも参加させていただいたのですけれども、今回の中間報告は、BSEについてはまだ結構わからないことがあるという金子先生のお話でした。でも、今やっているいわゆる全頭検査、SRM除去、飼料規制、さらには輸入規制、こういったものを総じて見ると、現在のBSE感染リスクは低いし、vCJDに感染するリスクも非常に低いというような評価だったと思います。この辺は、ある程度はそのとおりではないかなと、詳しいことは専門家でないのでわからないのですが。

このような中間報告が、実は別の意味で解釈されるのではないかなと心配しておるとこ

ろであります。というのは、昨日も島村大臣の就任の記者会見の中で、いかにもアメリカの牛肉を早く輸入したい、規制緩和措置も早くしたいというような発言がじかにございました。今回の中間報告は、まさに20カ月以下の牛はリスクがないのだから安全だというふうに取り違えられておるんじゃないかな。それと、島村大臣、どうも輸入外食業界が輸入規制緩和の問題の陳情で農水にも行ったというようなことがございまして、国民にとっては非常に不安な方向に政策が展開してくるんじゃないかなと思っております。

この辺、今回の中間報告が、そういった方面に誤解して利用されるんじゃないかというリスクに対して、食品安全委員会としてどのように思っておられるのか。また、きのうの島村大臣のご発言に対して、農水省及び厚生労働省の方、実際にどのように感じておられるのか。この辺をちょっとお伺いしたいと思います。

山室 消費者です。山室といいます。

先ほどの方と似たような質問になります。これからすき焼きがおいしい時期になるわけですけれども、やっぱり我々は安心して安全な牛肉を食べたいというのが正直な消費者の思いだと思います。先ほどの「中間とりまとめ」のお話の中でも、技術的には検出限界がある。これはそうだろうと思えますけれども、では、20カ月以下ということで線引きをして、20カ月以下が安全だといいい切れるのかというと、必ずしも安全だというふうにはいい切れないのではないかと思います。そういう意味でいくと、全頭検査をしていることによる消費者が受け取る安心感は極めて大きいものがあるのではないかと思いますので、実際にリスク管理機関のところからこれから対策を立てられるわけですから、そのあたりのところはきちんと聞きとめていただいて、対策を練っていただきたいというのが1点です。

あと、技術的な問題で検査限界があるということなのですが、まとめにも書いてありますように、検査の技術向上は我々もすごく期待をしているところ。これは科学者の方もそうですし、生産者の方もそうですし、どの業界もそうだと思うのですが、研究がきちんと継続されて、限界が少しでも高まるといいますか検査が十分にできるような体制がとれるように、引き続き研究をしていただければありがたいと思います。

以上です。

司会 そのほかございますでしょうか。どうぞ皆さんご発言いただいて、いつも同じような方だとあれですが、どうぞ。

田中 私も全頭検査を引き続いてお願いしたいと思います。そうでなければ、食品安全委員会の「中間とりまとめ」の中で指摘してある技術の向上ということの意味が、果たし

て本当にどれほど重く社会的に受けとめられるのだろうかと思います。20カ月以下で、実際のところ、検査しない状況であれば、その技術を革新して、どれだけの熱心さを持ってされるのかというと、私はやっぱり全頭検査をしながら、いかに早い段階で、微量な段階で、もしくは血液の段階で発見できるようにする技術を、やはり人の命を守る上で、全世界の科学者の力をもって、一日も早く発見していただきたい、発明していただきたいと思います。

もう1つは、消費者基本法が制定されましたけれども、それで考えましても、消費者の声として、全頭検査を求める声は大きいわけです。アメリカで、ある州の小さな食肉会社が全頭検査をしたいということを、アメリカ政府は封じ込めました。それと同じようなことを日本政府はしないでほしいと思います。それも消費者の権利を守る上でも、消費者として求めたいことです。ぜひその点を考えて、国民の健康を守るという上での施策の決定をしていただきたいと思います。

以上です。

中林 同じ者がたくさん発言してはいけないと思って、なるべく遠慮していたのですが、どうしても確認したいと思います。それは、アメリカから輸入する場合は、日本と同等の安全性が確保されることとおっしゃったのですけれども、その具体的な中身は1つ1つ違ってくると思うのです。やはり一番の問題は、生産履歴の追跡、トレーサビリティが、アメリカは全くされていないと思います。日本の場合は、昨年12月から生産者が義務づけられ、ことし12月からは流通においても義務づけられるというコストをかけるわけですね。それだけ国内ではBSEを1つの契機にして、消費者にいかに安全な食品を提供するかということで、生産者も流通業者も小売業者も、みんなそこで一定のコストを負いながらやっているだけけれども、ちょうどこのトレーサビリティ法が国会にかかったときに、海外のものはそれを適用しないということで、とりわけ答弁に立たれた政府筋の方は、アメリカは清浄国でございますからということ盛んに答弁されたことを記憶しているのです。

今回、同等の安全性の確保ということは、トレーサビリティをアメリカに求めるのか。年齢ということをいわれていますけれども、それを正確に確認する方法がないといわれていますね。歯で判断するとかいろんなことも報道では伝えられておりますけれども、そういう意味では、生産履歴追跡をしっかりとしないというようなことは、私はきのうの会見を聞いていないのでわからないのですが、大臣が輸入再開というようなことをおっしゃっていたなら、とんでもないことだと思っておりますので、ぜひ先ほどご回答いただいたこと

をしっかりとやっていただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。また別の観点からのご意見はございますか。例えばもっと早く輸入を解禁すべきだとかいうふうなご意見をお持ちの方はいらっしゃいませんか。あるいは、検査についてはちょっと厳し過ぎるのではないかとか。

平井 一消費者で、平井と申します。

私、と殺場に見学に行ったことがあります。ちょうどBSEの問題が起こった後で行かせていただきました。現場の方々は、上からおりた話を、やっぱりその場で非常に一生懸命きちんとされている。本当に一生懸命やられているというのがわかりました。ただ、ここに書いてあったように、1つの施設について検査員が約2名ですかね。と殺されて、検査結果がすぐ出るわけじゃないじゃないですか。岡山の場合、行かせていただいたのですが、それは職員が朝すごく早く出て、検査が間に合うように、と殺場から出る前に結果がわかるようにするために、仕事を早めてやっている。だから、現場の人たちはそういう活動をすごく一生懸命されているのです。それを私は間近に見て、それ自体に関しては感動しました。

この中間報告について、非常に不思議に思いました。これは先ほどのの方々皆さんおっしゃっていたのですけれども、20カ月齢以下の感染牛について、なぜ20カ月なんだ。21カ月、23カ月は出ていて、なぜ20カ月といえるのか。英国では20カ月齢の発生牛があるんだけれども、直ちに日本のBSE対策に当てはまるものではない。これは私がおかしいのかどうか分からないのですけれども、非常に理解に苦しみます。

それぞれ畜産家の方もそうだし、私たち消費者もそうだけれども、やっぱり安全性にかかわるものに対しては、皆さん本当に一生懸命だと思います。だから、研究者の方々も、それぞれの行政の方々も頑張っていらっしゃると思うのですけれども、もっと前向きにみんなで、よりきちんと、もちろん政治の問題、経済の問題はあるとは思いますが、やっぱり人の命にはかえられないと思います。

司会 ありがとうございます。

中村 広島の中村といいます。

このたびのリスクコミュニケーションは、個人的に、非常に政治のにおいがすると感じております。昨年12月にアメリカのBSEが発生して、それ以後、このたびの中間報告なりそういったことも、中間報告そのものは、リスク評価の中から、いずれされなきゃいけない部分だろうと思いますので、今の時期に出たとしてもよろしいかと思っておりますけれ

ども、このところになって、リスクコミュニケーションの回数が急激にふえてきたわけですね。春からずっといろいろ行われてきて、消費者のところはアメリカの牛肉輸入再開に対して反対意見が非常に多い。食肉の提供業者のところは、自分の生活がかかっておりますので賛成というような格好でなされてきたわけです。

このたびの岡山の部分についても、実際に岡山で開くという発表があったのが9月17日だったですかね。それは金曜日で、あと土日があって、とにかく休みが非常に多いところだったわけですね。それで1週間後の24日には既に参加の申し込みが締め切られたような格好の中で、非常に性急にこういったことが行われている。結局、輸入再開がどこかに決まっている 決まっているわけじゃないんですけども、決してだれもそういった発表はされるわけではないんですけども、そこへの道筋として、こういったリスクコミュニケーションの場が数多く開かれているような気がするわけです。

ですから、今の食品安全委員会のところも何となく政治絡みかなという感じがしております。以前は、食品安全委員会のところは中立的な立場で、その中であって消費者の安全を重点に考えられておったように思いますけれども、最近では、どうも怪しいんじゃないかなという感じがしております。個人的な意見でまことに申しわけないんですけども、そういう感じがしておりますので、よろしくお願いします。

司会 ありがとうございます。その他ございますか。

高橋 愛媛の高橋と申します。

全然違った形でのとらえ方なのですけれども、BSEが発生して以来、生産者は経済的にも、耳標の管理でも10けた耳標を両耳につけるとか、トレーサビリティ法が施行されたということで、生産者は非常に負担を強いられてきたわけですね。そういった中で、今後例えば20カ月以下のものを検査しないということになりますと、検査済みの牛と未検査の牛が市場に出回るわけですね。そうなりますと、検査していない牛は市場で評価されない。また、小売店に行っても消費者の方が買われないということが起こってこようかと思われまます。そういった場合の生産者の負担等々のお考え方について、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。では、この辺で少しコメントというか、お願いします。

まず最初に、要するに、20カ月の議論が非常にわかりにくい。なぜ20カ月なんだということがたくさん出ていたかと思えます。20カ月については本当にリスクがないのか。リスクがないから20カ月といっているのかどうかということで、その意味がどういうことな

のかといったことにつきまして。あるいは、イギリスの20カ月齢の例について、我が国に直ちに当てはまらないというのはどういう見かとか、20カ月齢の話がございましたけれども、その辺の議論がどういうところであったかということにつきまして、金子先生、よろしくお願ひできますでしょうか。

金子座長代理 先ほど私、答え忘れたというか、5番目ぐらいのマウスの実験についてご質問された方も同じことを聞いておられて、今、何回も出ていますね。全くそのとおりで、ただ、要するに、私たちの基本的なスタンスは、これは350万頭調べた結果についてです。ですから、これがそっくりそのまま、これを基準にして管理措置云々という話になるわけではないというのは、省庁の方とか安全委員会の方がおっしゃったとおりと、少なくとも私は認識しています。

例えば、もし私たちのところにそういうことについて検討してほしいという諮問が来れば、もちろんこれは参考にしますけれども、今おっしゃったような点は、私たちもコミュニケーションですから、そういう意見が多数あった。それについては、確かに今ある資料だけでは十分説明がつかない。そのとおりです。ですから、それを踏まえて、その辺はきちんと議論していきたいと思ひます。

見上委員 20カ月のことで、先ほどあなたが質問したことなのですが、18ページに書いてあることですね。あれは1992年にイギリスで20カ月で発症した例が見つかったというお話なのです。1992年というのはどういう年かということ、BSEが発生して汚染が非常に濃厚であったときなのです。そのときに30カ月未満で発症した中で一番若いのが20カ月であったということです。それと、最後の文章に書いてある「英国の症例については、BSE汚染状況、BSEプリオンの牛への暴露量の状況が我が国と比べ大きく異なっており、直ちに我が国のBSE対策に当てはまるものではない」というのは、そこをいっているのです。

日本で見つかったのは、去年、21カ月の例は、既に肉骨粉を与えていないとき。イギリスで見つかったのは肉骨粉をどんどん与えているとき。そういうことをこの文章は書いています。それでよろしいですか。

平井 肉骨粉を与えていないのに出るということについて、やっぱり不安感がすごくあるのです。だから、全頭検査というのが、私たちは1つの安心感を持っているわけです。そのあたりで、何でなのというのは非常に疑問があります。

見上委員 この21カ月、23カ月の例なんですけれども、先ほど金子先生がご説明した

ように、脳にたまっていたプリオンの量が1/500~1/1000で本当に微量で、これは濃縮して初めて見つかった量なのです。ですから、それとイギリスの1992年と比べられないよというのがこの文章の意味、そういうことをいいたので、なぜ20カ月で線を引いたか引かないかという話は、また別の話です。僕はこの事実を説明しているだけですから、その辺、ご理解ください。

金子座長代理 追加発言です。今の、9月6日の議事録を見ていただくと、最後の方で、私も含めて複数の委員が、その点について議論しています。それは当初は、結論部分に20カ月以下は困難という記載があったのです。その理由が、21カ月で1/500~1/1000だから20と。委員の中からも、それは結論として出すにはちょっと論理の飛躍があるのではないかという意見があって、それは削除された経緯があります。ですから、私たちもその辺は非常に強く認識していて、いろいろなところの文言を直したり、そういうことをなるべく言い過ぎないように気をつけてきたつもりです。ですから、では、過去350万頭でこうであったと、今、見上委員がいわれたように、20カ月齢云々というのは外国の例ですから、イギリスの、日本とは全然違う、比較にならないほど高度汚染国での話です。我が国のBSE管理に対する検討結果であったとしても、日本とは関係ないけれども、英国ではこういう例がありました、例外的ではあるけれどもということで、状況が違うけれどもということも、念には念を入れてわざわざ記載したわけですね。

要するに、もしもうまく使おうと思えば、そんなことを書かなければいいわけですがけれども、それをあえて書いたわけです。それも全部書いたわけですから、あえて皆さんが疑問に思われる点も含めて、ちゃんとこういう形で公の場で議論もして、そういう意見も出た上で、これをとりまとめたのです。ですから、これはあくまでも今までの管理体制に対するものであって、もしもそういう話が来ればこれを踏まえますけれども、それは全く別の話ですと皆さんがお断りしているとおりでと思います。少なくとも私たちは、それ以上の何かをもってして20云々ということをしたわけではないということはお伝えしたいと思います。

司会 先生、検査の技術向上についての考え方もちょっと聞かせていただけますでしょうか。

金子座長代理 そうは言いつつも言いながら、追加していうと、新聞を見ていると、アメリカは20ヶ月でいいといったとかなんとかいうのも出ていますね。私たちも皆さんと全く同じなので、少なくとも私は、それは知りません。

検査に関しては、もちろん生体で検出できるようになればいいわけで、皆さん、聞かれているかもしれませんが。例えばC D I法とか、いろんな可能性のある検査法は今出てきていますけれども、残念ながら、よっぽどのブレークスルーがなければ、まだちょっと難しいのではないかなと思います。つまり、今のバイオラド社の検査、1次スクリーニングとして使われている検査はかなりいいですね。今のC D Iも含めて、公正なE Uの評価委員会が評価すると、C D Iは2番目に来るぐらい。今の検査はまだかなうものがない。日本はそれでスクリーニングも含めて最高の検査感度でやっているのです、逆に、ああいう21・23カ月齢のような量の非常に少ない、外国では本当にB S Eかどうかという疑問が出るようなものも、全部ひっくるめて陽性として出てきているわけですね。

逆の意味でいうと、あれだけ量の少ない、脳にたまったものが、本当に人間の健康にどのくらい害をなすかという、やはり大量にたまっている年をとったB S E感染牛と同じではないのです。その辺のところは定量的といいますが、数値化して評価していかなくてはいいけない。だから、余り偏った評価もしないように僕たちは気をつけていますけれども、どなたかもおっしゃったように、食に関しては予防原則、慎重な方がいいという立場を基本的に貫いて、わからないことも含めて全部さらけ出す。不明な点も全部さらけ出す。わからなかったらなるべく慎重な方に寄るという姿勢は崩していませんし、少なくとも私は医師ですので、薬害問題も含めて、そんなことを言うてはなんですけれども、人の健康を一番守る立場にいるつもりなので、皆さんそういうメンバーがいらっしゃいますので。

と言っても、だめな点もいっぱいあるかもしれませんが、それはこういうところにいるおっしゃってくださればいいと思いますけれども、そんなところでしょうか。

司会 ありがとうございます。

いろいろ指摘されたことにつきまして、まだ大分先の話ですけれども、アメリカのことで、要するに、同等の安全性とはどういうことであろうか。例えばトレーサビリティは求めるのか。これは仮定の話なので、もしお答えができれば。もう1つは大臣のご発言についてあったのです。きのうのことなのであれですが、もし何かあれば、その辺につきまして厚生労働省、農林水産省からお願いできますでしょうか。

松本参事官 同等の安全性ということにつきましては、まず我が国のB S E対策をきっちりやって、その後ということですので、仮定の問題についてはちょっとお答えいたしかねる。具体的にどうこうということについては、まだお答えできる状況ではない

ということで、ご理解いただきたいと思います。

島村新農林水産大臣の発言ですが、私、見ておりませんので、ちょっとコメントしかねます。ただ、厚生労働大臣は、冒頭に検査月齢の質問がいろいろ出たときに、関係省庁ともいろいろ協議し、また、いろいろな意見を聞いてから考えるという答弁ではなかったかと思いますが、農水大臣の話については見ておりませんので、コメントできません。ごめんなさい。

境薬事・飼料安全室長 米国のトレーサビリティのお話がありましたけれども、米国では、トレーサビリティは最近着手されて、まだ数がそう多いわけではないと聞いております。ただ、今後トレーサビリティを強化していくというふうに聞いておりますけれども、トレーサビリティはご承知のとおり、確立するにはやはり何年間かかかりますので、そういった意味では、すぐに成果があらわれるということではないだろうと思います。

ただ、トレーサビリティのことについてちょっと申し上げたいのは、トレーサビリティの役割は2つとっておきまして、1つは、牛の生産履歴といいますが、そういったものがつかめるといって、消費者に安心を与えることができるという点が1つ。それから、何か問題が起こった場合には、直ちにその原因をさかのぼって追究することができる。そういう面のメリットがあらうかと思えます。

こういうと語弊があるのかもしれませんが、そういった意味では、トレーサビリティ制度そのものが牛肉の安全に直接関係するものではないのではないかと考えております。ただ、もちろん月齢の判定、そういうところにつきましては、当然トレーサビリティは非常に有効というふうには考えております。

それから、私も島村大臣のプレスの件は見ておりませんが、大臣は恐らくこの食品安全委員会のとりまとめの資料2にあります、20ページの結論のところの(2)に、「検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたSRM除去措置を変更しなければ、それによりvCJDのリスクが増加することはないと考えられる」、このことを念頭にお話しされたのではないかと考えております。もちろんそこが20カ月齢であるかどうか、そこはまだわかりませんので、それは今後、私ども、厚生労働省と一緒に検討していくべきことかなと考えております。

いずれにしても、私どもは、科学的に安全をきちっと担保しながら、確保しながらリスク管理を行っていくという姿勢は全く変わらないわけございまして、今リスク管理を緩めるという考えは全くございません。そういった意味で、安全は担保しながら、ただ先ほ

ど政治的なニュアンスとかいろいろお話もありましたが、そういったことを当然避けなきゃいけない。消費者に十分ご理解をいただかなきゃいかぬということでございますので、こういったふうに厚生労働省と一緒にあって、食品安全委員会にもいろいろとご支援を賜りながら、リスク管理措置の説明をさせていただいているということでございます。

司会 ありがとうございます。もう1つ、生産者の方から、耳標をつけたり、いろいろ負担がふえている。その上、これも仮定の話なのでちょっと答えにくいかもしれませんが、20カ月以下を検査しないと、検査と未検査が出回ると、また被害が出るのではないか、そのことについて何か考えているかというお話がありました。これは仮定の話ですけれども、何かコメントがあればお願いします。まだ先の話という……。

境薬事・飼料安全室長 ご指摘の不安はごもっともだろうと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、検出限界以下のものを検査しないということは、安全だからそうしているということではなくて、検査しても意味がないといいますが、そういった趣旨だろうと思っております。ですから、検査をしなかったものは別に危険なものではないわけですので、そういった意味で、私どもは消費者の方々にも、生産者の方にも、きちっとご説明していくということが重要だろうと思っております。何らかの対策については、現在はまだ検討しておりません。

司会 あと、食品安全委員会がリスクミをたくさんやっているのは、政治的なにおいがするというふうなことがございましたけれども、それについて。

寺尾委員長代理 一番初めにご質問になった方が、この「中間とりまとめ」は別な意味に解釈される可能性があるということをおっしゃいまして、最後の方が、リスクコミュニケーションを急に激しくやり出したのは何か政治的な意味があるんじゃないかということをおっしゃいましたけれども、そういう政治的な意味は全くありません。つまり、これは牛肉に関することでありまして、国民の関心が非常に強いということがございまして、「中間とりまとめ」の内容をなるべく正確にご理解いただくために、問題が問題であるだけに正しくご理解いただくために、私どもは以前に比べまして非常に頻繁に全国各地でリスクコミュニケーションといいたまいますか意見交換会を開催しているということでございまして、別にそれ以外の他意はございませんので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

司会 時間も押していただいてありがとうございます、今のお答えと後を含めまして、最後にこれだけはというのがもしあれば。

大森 トレーサビリティの中で、食品まで行っているのですが、逆にさかのぼって調査

する場合、製造工場は当然かかわってくるわけで、今までの調査の内容でしたら、途中で伝票がないとかというので切れているケースも見受けられるようなので、トレーサビリティの制度を飼料の製造の方にまで向かせていただけるよう、ぜひご検討いただきたいということ。

もう1つ、食品安全委員会に個人的には非常に期待している、すごくいい委員会だと思っています。ただ、こういった小冊子とか出ているのを知らなくて、ホームページとか見ているのですが、もっともっと広報に十分活動していただいて、国民の味方になるような活動をしていただければと思っております。

中村 今、このリスクコミュニケーションについては他意はないということで、そう信じておきたいのですけれども、結局、国民にこの「中間とりまとめ」も含めて、広く食品安全委員会の活動は知ってもらう必要があると思うのです。そうした中で、このたびも1週間しか余裕がなかったわけですね。ですから、もっと時間を長くかけて国民に周知すれば、きょうの参加者は、今はかなりおられるようすけれども、最初、ちょっと入りが悪かったような感じもありましたね。そうした中で、いかに多くの人にしっかり知ってもらうかというのは、コミュニケーションが開かれますよということを時間をかけて知らせなければいけないと思うのですが、そこが十分にできていないのではないかということです。

司会 わかりました。周知が遅かったのは私の担当でございますので。ただ、委員会が終わって1週間ルールということで、9日から16日というふうなことでいったということでございます。今後ともその辺は気をつけたいと思いますし、そちらからも、広報が足りないというご指摘がございましたので、その辺は一生懸命やっていきます。ただ、何分世帯が小さくてあれでございますけれども、ホームページは充実してまいったと思いますが、逆に、先ほどこちらからありましたように、今みたいな意見は、こちらに電話番号が書いてございますので、こちらの方に要望をどんどん寄せていただいて、対応させていただきたいと思っておりますし、こちらもいろいろお知らせなどについては意を配ってまいりたいと思っております。

私の不手際で、時間も既に10分過ぎてしまっておりますので、本日の意見交換はこれでお開きということにさせていただきたいと思っております。

(5) 閉会挨拶

司会 最後に、見上委員からごあいさつをお願いいたします。

見上 本日はお忙しい中、皆様には意見交換会にご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

また、会場の皆様にわかりやすい説明をしていただいた金子先生、まことにありがとうございます。

ところで、食品安全委員会の重要な役割として、リスク評価とリスクコミュニケーションがあります。こうした活動の基本は、私たちが大切にしていることなのですが、食品安全委員会に対して国民の皆様から信頼を得ることです。なぜならば、消費者が食品に求めている安心は、安全という科学的な知見と、それを発信する私たちへの信頼から生ずるものと思うからです。このため、食品安全委員会は、予断を持たず、プロセスを非常に大切にして論議を進め、それを公開して皆様に見てもらった上で結論を出してまいります。

BSEの問題は、国民の間で意見や考え方を二分するような難しい問題でございますが、本日の意見交換会も、こういった私たちの考え方に基づいて開催したものでございます。本日、皆様と意見交換会を通じていただきましたいろいろなご意見やご要望につきましては、今後の検討に当たって参考とさせていただきたいと思っております。

先ほど寺尾委員長代理のあいさつにございましたが、10月6日には福岡、10月8日には札幌で、本日と同じような意見交換会を開催します。今回のような意見交換会でのご意見については、可能なものは実現してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、今後とも私たちは、客観的かつ中立的な科学的議論を進めてまいります。

簡単ではありますが、これで閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は本当にどうもありがとうございました。

(6) 閉会

司会 どうもありがとうございました。

それでは、これで意見交換会はおしまいです。きょうは、ご出席いただきまして大変ありがとうございました。

あと、先ほど申し上げましたように、よろしければアンケートにご記載いただいて、今後の参考にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

午後4時15分 閉会